

子らの笑顔、みんなの宝 “かたの”子育て応援プラン

—交野市子ども・子育て支援事業計画—



平成27年3月

交野市



はじめに

子どもはかけがえのない存在であり、まさに“地域の宝”です。次代を担うかけがえのない、“交野の宝”である子どもたちが、この自然豊なまちで、健やかに元気いっぱいに育つことができる“まちづくり”が望まれます。

しかし、深刻化する少子化は、核家族化のより一層の進行や地域のつながりの希薄化などにより、子育てに対する不安や孤立感、また、女性の社会進出による共働き世帯の増加や就労形態の多様化に伴い、家庭・仕事・子育てのバランスの均衡が保てず、生活負担、育児負担につながること等が大きな要因とされており、子育てをめぐる諸課題は、若い世代、子育て世代に大きな影響を与えています。



国では、少子化対策として次世代育成支援対策推進法に基づき総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を成立させ、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考え方を基本に、子どもの幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡充、地域の子ども・子育て支援の充実等を総合的に推進していくとした、新たな支援制度を構築しました。

このような背景のもと、この度、「子らの笑顔、みんなの宝 “かたの” 子育て応援プラン～交野市子ども・子育て支援事業計画～」を策定いたしました。

本計画は、これまで本市の子育て支援施策として進めてまいりました、交野市次世代育成支援行動計画を継承する計画とともに、新制度に位置づけられる計画として、“かたの”で子どもを生み、子どもを育てるこへ喜びを感じ、子どもが夢と希望を持って健やかに育まれるまちをめざし、今後、子ども、子育てに関する様々な施策を総合的に推進してまいります。

策定にあたりましては、長期にわたり御審議いただいた「交野市子ども・子育て会議」の方々をはじめ、ニーズ調査及びパブリックコメントにおいて御協力、御意見をいただいた皆様に、厚く御礼申し上げます。

平成27年3月

交野市長 黒田 実

目 次

第1章 計画策定にあたって	
1 計画策定の背景	1
2 計画の性格と位置付け	2
3 子ども・子育て支援新制度の概要	3
4 計画の期間	6
5 計画の策定体制	6
第2章 交野市の子ども・子育てを取り巻く状況	
1 人口等の動向	7
2 ニーズ調査結果の概要	23
第3章 次世代育成支援行動計画（後期計画）の主な取り組み状況と課題	
1 これまでの子育て支援施策の取り組み	31
2 特定事業の事業実績	32
第4章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念	43
2 基本目標	44
3 施策の体系	45
第5章 施策の展開	
基本目標1　すべての子育て家庭を支える まちづくり	47
基本目標2　子どもの育ちを支える まちづくり	54
基本目標3　地域ぐるみの子育ち・子育て支援が豊かな まちづくり	59
第6章 計画の目標値等	
1 教育・保育提供区域の設定	65
2 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策	67
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	72
4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策	79
第7章 計画の推進	
1 推進体制の充実	81
2 計画の点検・評価に向けて	82
資料編	
1 交野市子ども・子育て会議条例	83
2 交野市子ども・子育て会議委員名簿	84
3 交野市子ども・子育て支援事業計画策定経過	85
4 用語集	87

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国では、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。国の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）を見ると、過去最低とされる平成17年の1.26から平成24年は1.41と若干上昇はしているものの、人口を維持するために必要とされる2.08を大きく下回っており、その要因として、未婚や共働き世帯の増加、また仕事と子育てとの両立に対する負担感や子育てに関する不安感などが指摘されています。

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」（以下「次世代法」という。）に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度（子ども・子育て支援新制度、以下「新制度」という。）を構築するため、平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定後、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移行し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」をめざし、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための検討が行われ、平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた新たな共通の給付や、認定こども園法の改正などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことがめざされています。

本市では、平成17年3月に「子らの笑顔、みんなの宝“かたの”子育て応援プラン～交野市次世代育成支援行動計画～」（前期計画：平成17年度から平成21年度）を、また、平成22年3月には前期計画を見直し、後期計画（平成22年度から平成26年度）を策定し、「子どもいっぱい 元気な かたの」を基本理念として、子どもを生み育てるに喜びを感じ、また地域の中で、子どもが夢と希望を持って健やかに育まれるまちをめざし、子育てに関する様々な施策を総合的に推進してきましたが、平成26年度に計画期間の最終年度を迎えていました。

新制度による新たな施策が示されるなか、これまでの次世代法に基づく「交野市次世代育成支援行動計画」を継承する計画として、子ども・子育て支援法に位置づけられる「交野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に向けた取組みを推進するものです。

2 計画の性格と位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」（策定義務）に位置づけられるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」（任意計画）と一体的に策定します。

☆子ども・子育て支援法

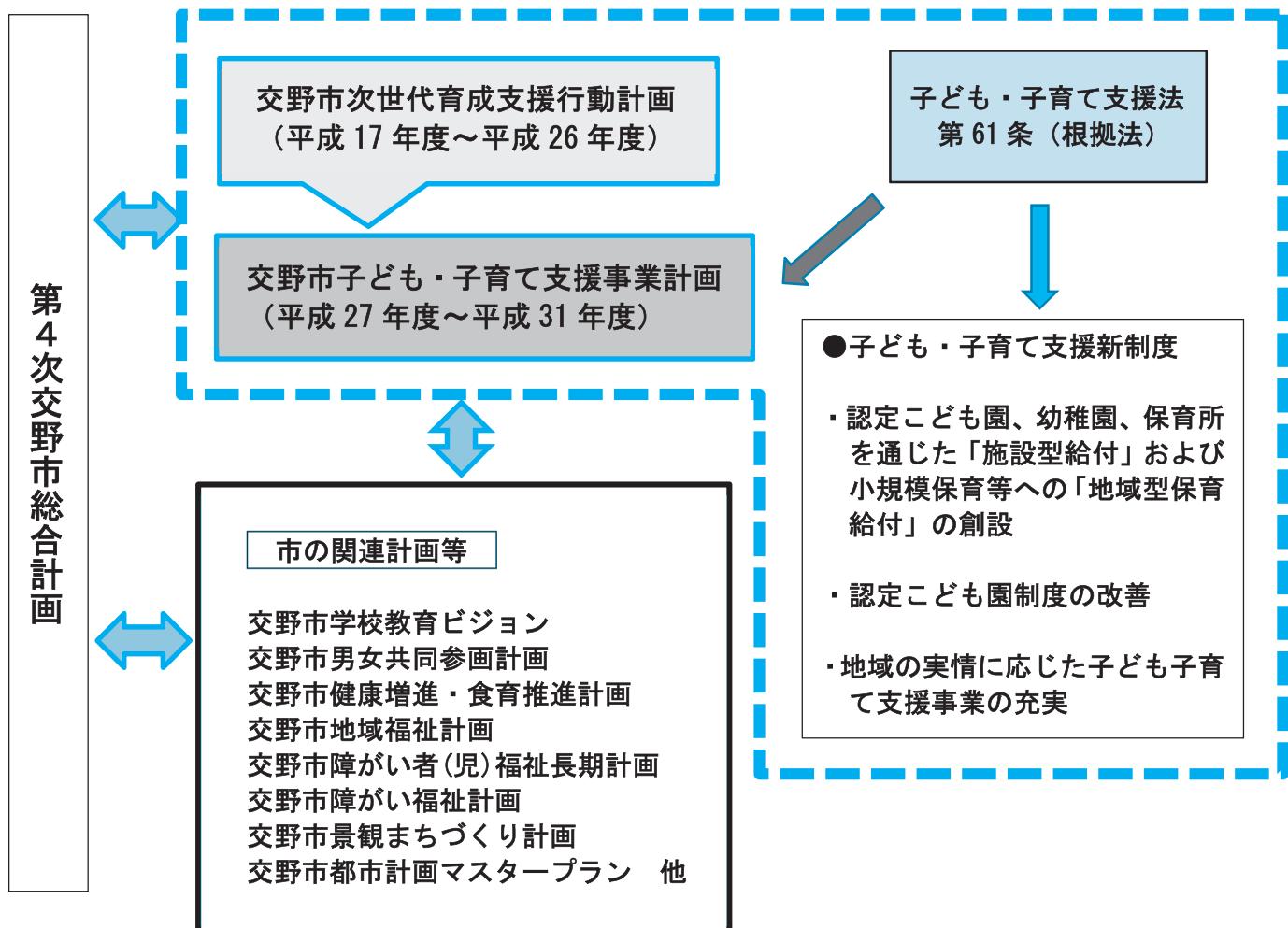
（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

☆次世代育成支援対策推進法

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。



3 子ども・子育て支援新制度の概要

1. 新制度の概要

新制度とは・・・

子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」に基づき、すべての子どもが笑顔で成長し、すべての家庭が安心して子育てできるよう支援する新しい仕組みです。

(1)新制度のポイント

新制度において推進される子育て支援施策の主なポイントは以下の3つです。

【子ども・子育て支援新制度の3つのポイント】

1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

○幼児期の学校教育と保育の一体的提供に向け、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の制度を改善し、普及を図ります。

2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

○認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育事業・家庭的保育事業等への給付（「地域型保育給付」）の創設、保育所認可制度の見直しにより、保育の量や種類を拡充します。
○認定こども園・幼稚園・保育所等の職員配置の改善、待遇改善により支援の質を向上します。

3 地域の子ども・子育て支援の充実

○地域の実情に応じた子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業などの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実を図ります。

(2)新制度における給付・事業

新制度では、「子ども・子育て支援給付」として、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」と小規模保育等への給付である「地域型保育給付」が創設されます。この新制度の給付体系に入る教育・保育施設を「特定教育・保育施設」、地域型保育事業を「特定地域型保育事業」とい、また、「地域子ども・子育て支援事業」として子ども・子育て支援法で定められた法定13事業を実施し、すべての子育て家庭への支援を充実します。

新制度における給付・事業は次のとおりです。

子ども・子育て支援給付

《子どものための教育・保育給付》

■施設型給付

- <給付の対象＝教育・保育施設>
- ・幼稚園
 - ・保育所（定員20人以上）
 - ・認定こども園

■地域型保育給付

- <給付の対象＝地域型保育事業>
- ・小規模保育（定員6～19人）
 - ・家庭的保育（定員5人以下）
 - ・居宅訪問型保育
 - ・事業所内保育

地域子ども・子育て支援事業

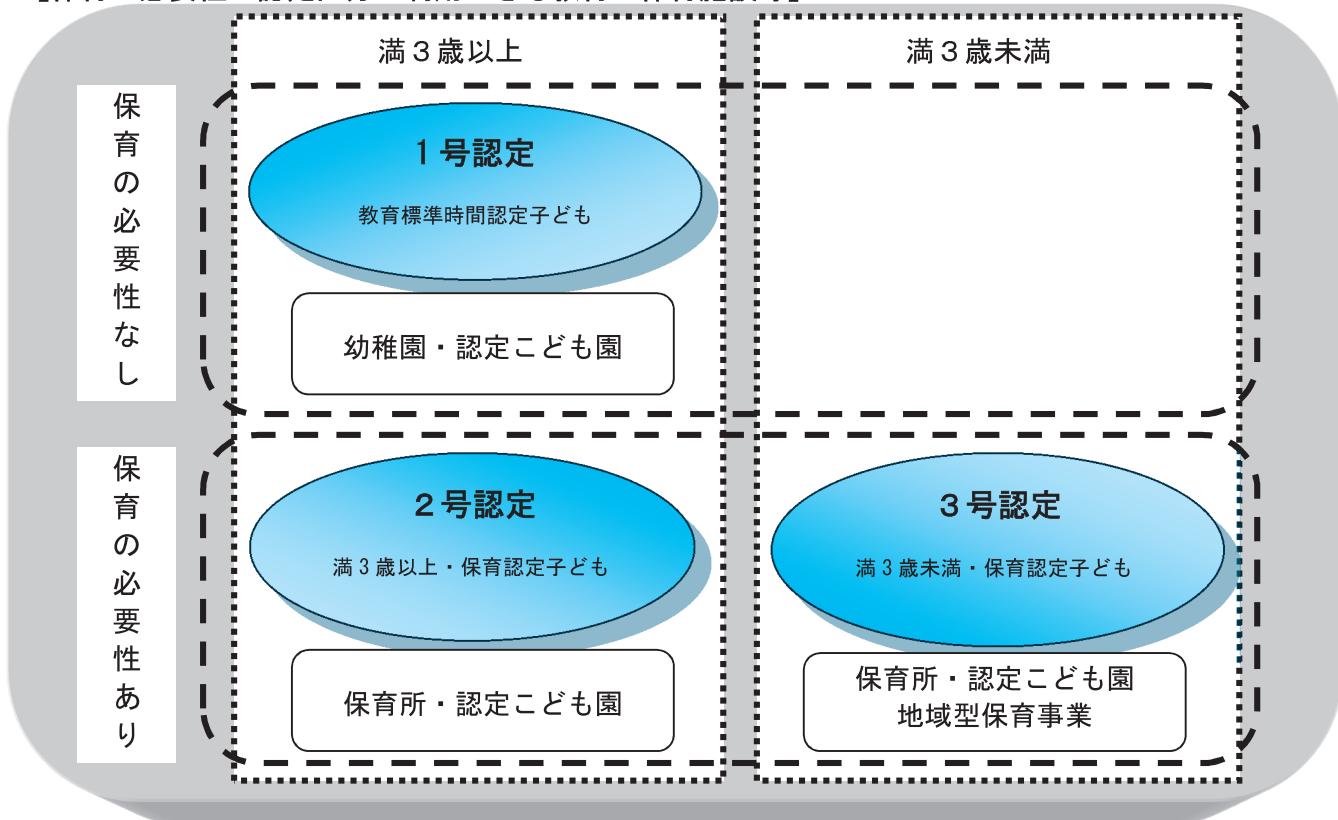
- ①利用者支援事業【新規】
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査事業
- ④こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）
- ⑤養育支援訪問事業、子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業
- ⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）
- ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨時間外保育事業（延長保育事業）
- ⑩病児・病後児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付事業【新規】
- ⑬多様な主体の新制度に参入することを促進するための事業【新規】

(3)保育の必要性の認定

新制度は、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を行う仕組みです。

認定は、子どもの年齢と保育の必要性の有無により、以下の3区分となります。

【保育の必要性の認定区分と利用できる教育・保育施設等】



【保育の必要性を認定する際の客観的基準】

(1) 保育を必要とする事由

保育を必要とする事由となるものは、下記のとおりです。

- ①月 48~64 時間の範囲で市町村が定める時間以上の就労をしていること
※ 本市においては月 64 時間以上の就労をしていること
- ②妊娠中または出産後間がないこと
- ③保護者の疾病、障がい
- ④同居（長期入院等を含む）親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

(2) 保育の必要量

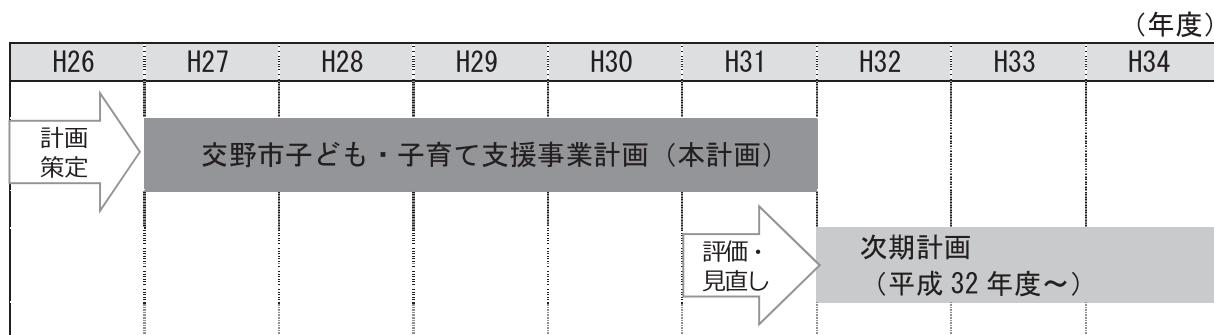
保育の必要性あり（2号・3号）の認定を受けた場合は、その事由により、さらに保育の必要量を認定します。保育の必要量には「保育標準時間認定（1日最大11時間）」と「保育短時間認定（1日最大8時間）」があります。

※ 最大時間は時間外保育を除きます。

4 計画の期間

本計画の期間は、5年を1期として策定することとされているため、平成27年度から平成31年度までの5年間を第1期として推進します。その後、計画最終年度である平成31年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

また、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。

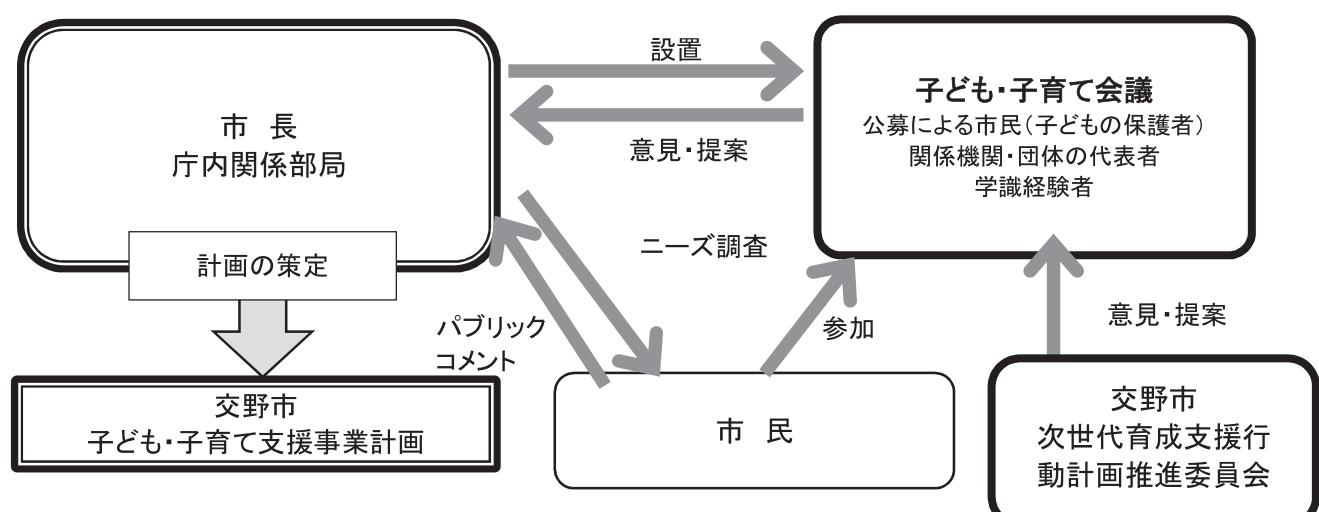


5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などからなる「交野市子ども・子育て会議」を設置し、検討を行いました。

さらに、交野市就学前児童・小学生の保護者の方を対象に、子育ての状況、教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況等を把握するため、「子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査」により、今後見込まれるニーズを把握するとともに、パブリックコメントを実施し、計画の策定を行いました。

■計画の策定体制



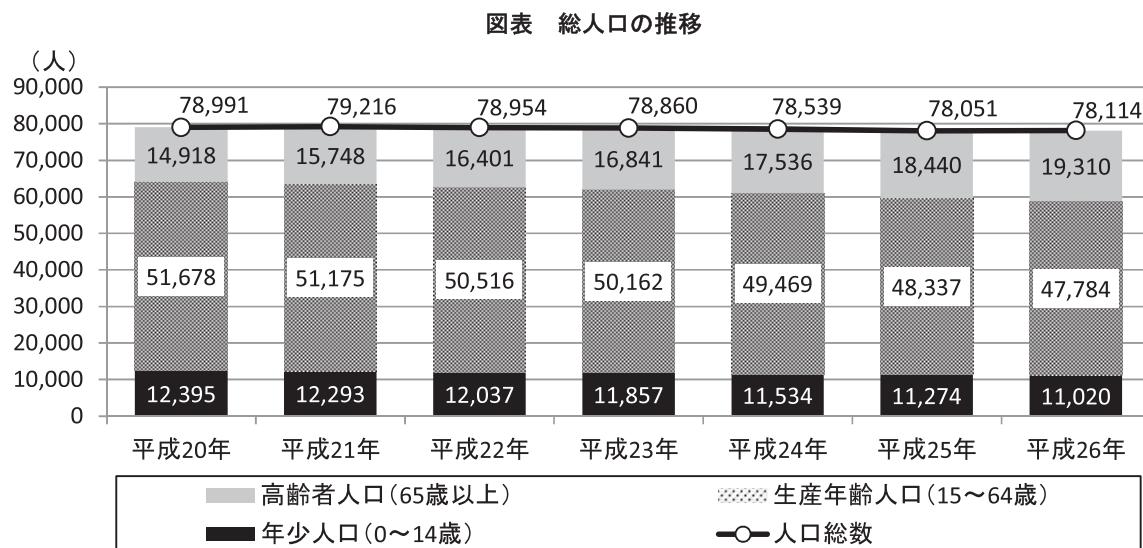
第2章

交野市の子ども・子育て を取り巻く状況

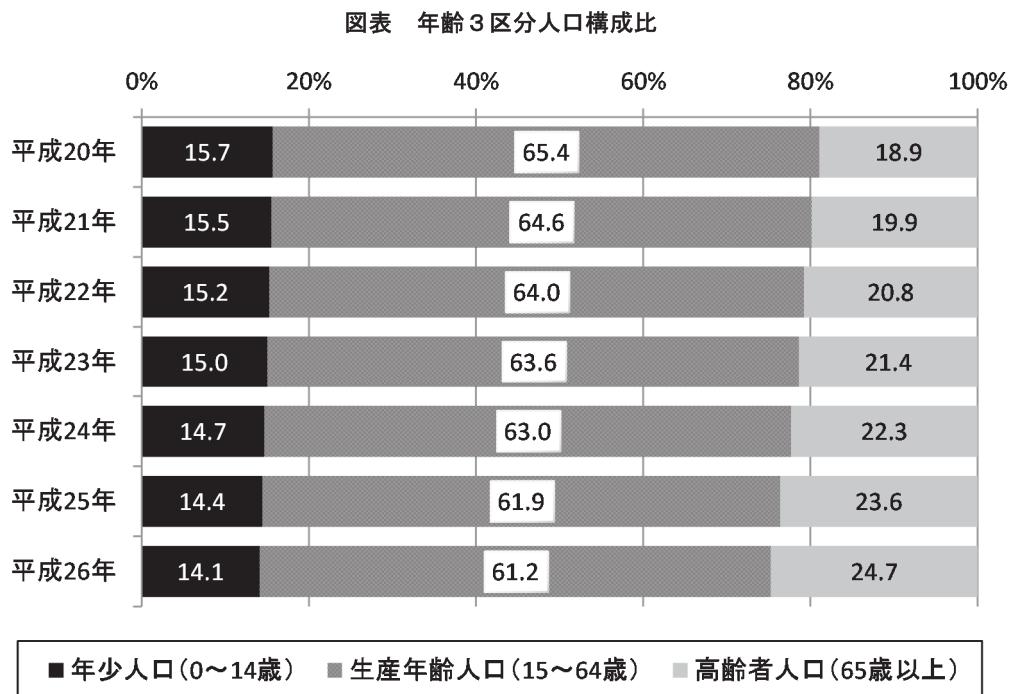
1 人口等の動向

(1) 人口の推移

交野市の人口は、平成21年以降、徐々に減少し、平成26年3月現在で78,114人となっています。また、年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口割合及び生産年齢人口割合の減少と高齢者人口割合の増加がみられ、少子高齢化が進展しています。



資料：市情報課（各年3月末）



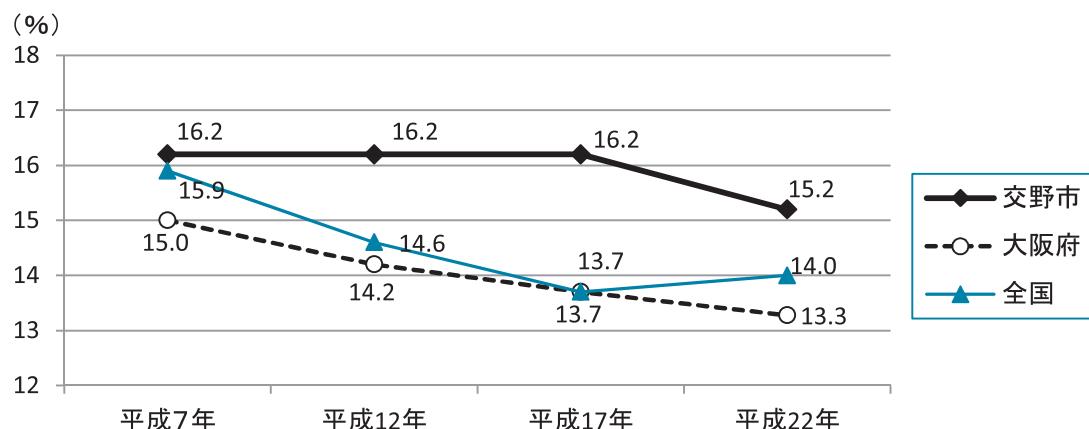
資料：市情報課（各年3月末）

(2) 子ども数等の推移

交野市の年少人口割合は、平成7年以降の横ばいから平成22年に15.2%と下がっていますが、国や大阪府に比べると、高い割合を保っています。

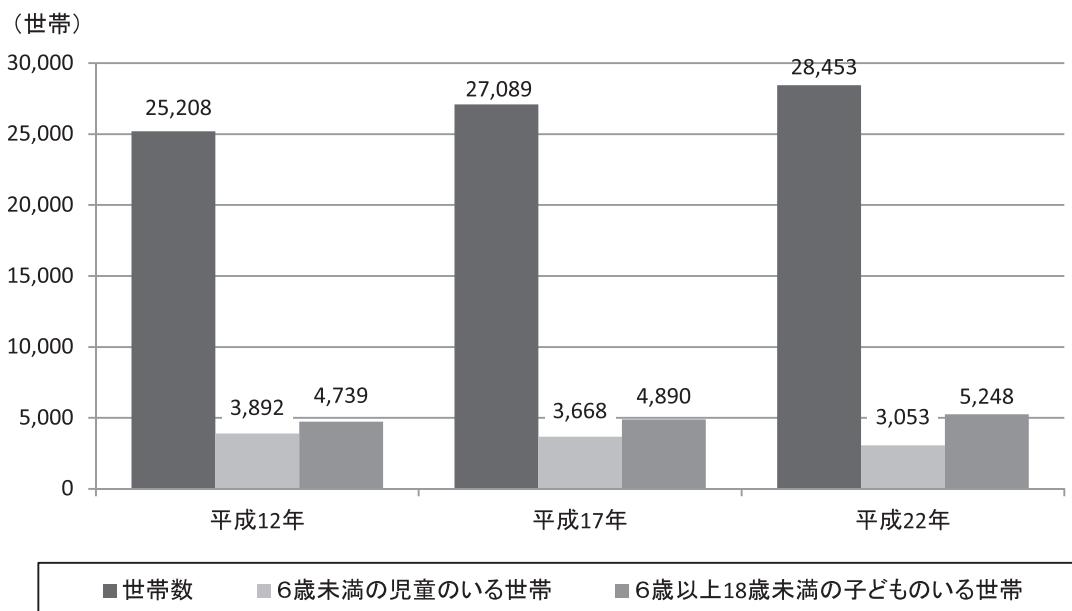
また、世帯数は増加傾向にあるものの、6歳未満の子どものいる世帯数は減少傾向にあり、6歳以上18歳未満の子どものいる世帯数は増加の傾向にあります。

図表 年少人口割合の推移



資料：国勢調査

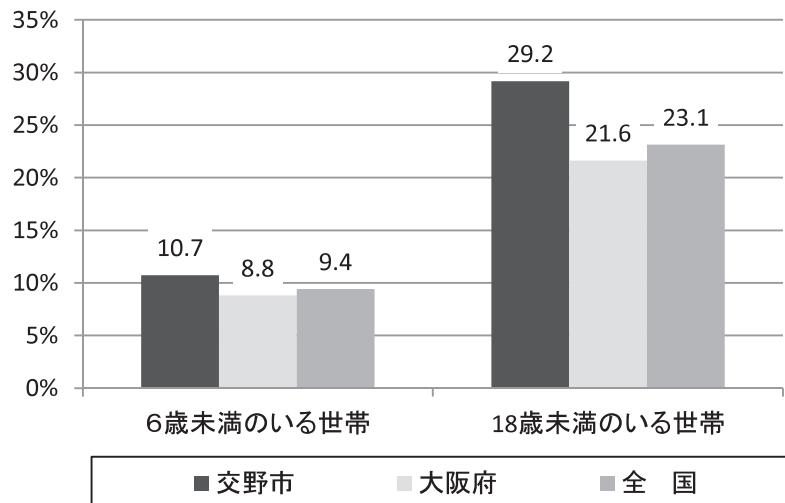
図表 子どものいる世帯数（平成12年から22年）



資料：国勢調査

交野市の子どものいる世帯割合を大阪府、全国と比較すると、6歳未満の子どものいる割合は、交野市 10.7%、大阪府 8.8%、全国 9.4%、18歳未満の子どものいる世帯の割合は、交野市 29.2%、大阪府 21.6%、全国 23.1%となっており、大阪府や全国に比べて子どものいる世帯の割合は高くなっています。

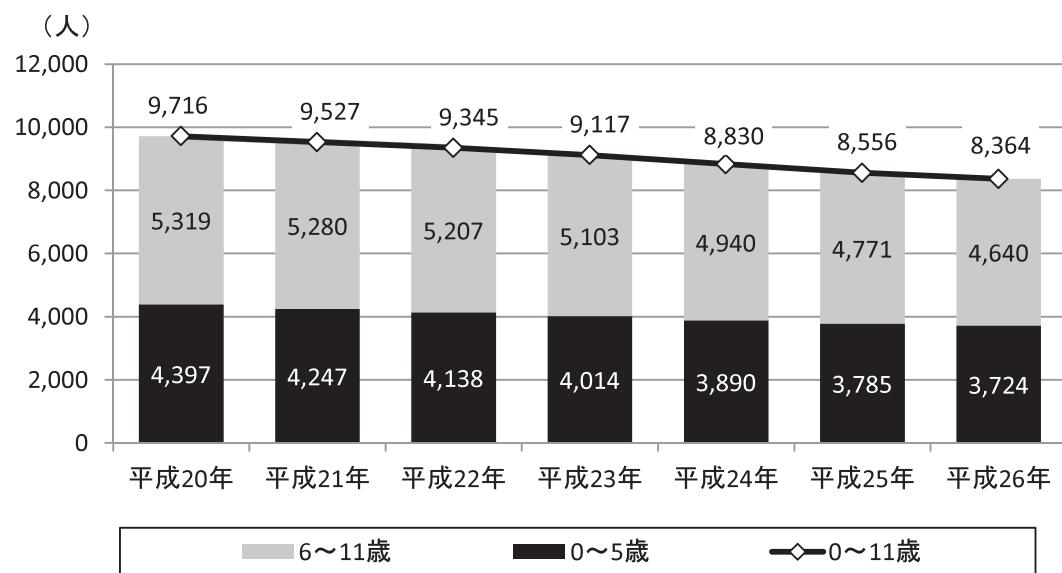
図表 子どものいる世帯割合の比較



資料：国勢調査（平成22年）

交野市の0～11歳人口の推移をみると、平成20年では0～5歳人口は4千人台、6～11歳人口は5千人台となっていましたが、平成26年にはそれぞれ3千人台、4千人台と減少しています。

図表 0～11歳人口の推移



資料：市情報課（各年3月末）

第2章 交野市の子ども・子育てを取り巻く状況

交野市の0～11歳の将来人口をみると、平成26年より、すべての年齢で減少傾向が見込まれています。

図表 0～11歳人口の将来推計

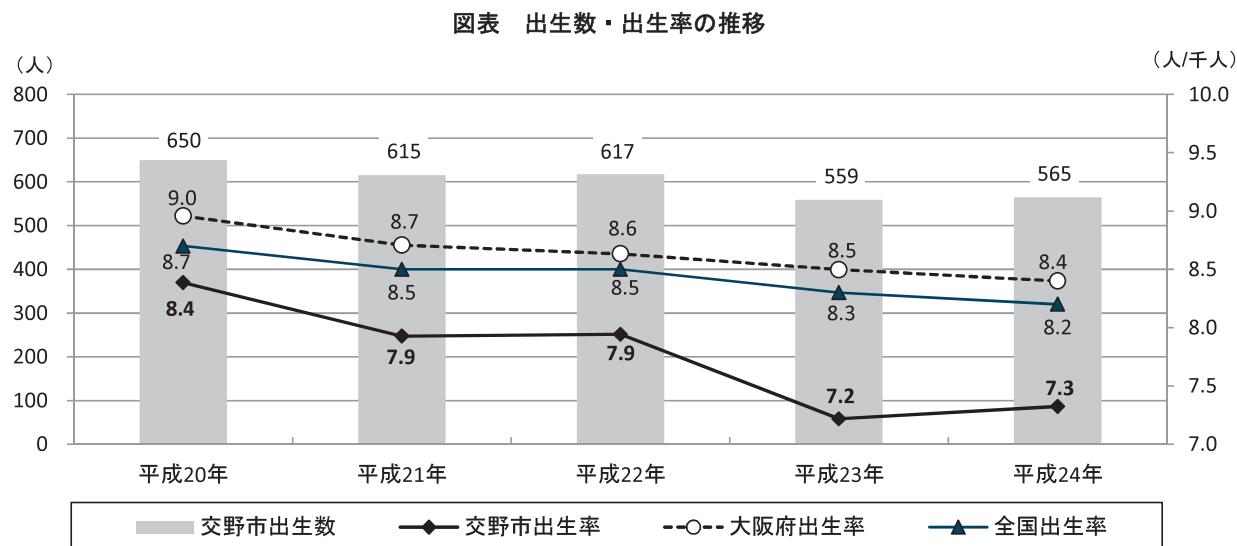
区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
				見込	見込	見込	見込	見込
0歳	508	559	530	518	512	505	500	498
1歳	630	533	615	597	601	577	569	564
2歳	661	640	567	548	533	536	514	507
3歳	665	674	658	633	612	593	597	573
4歳	719	668	690	649	626	605	588	589
5歳	707	711	664	634	596	575	555	539
6歳	705	714	734	700	669	630	607	587
7歳	798	724	713	681	651	623	585	564
8歳	788	793	721	695	664	635	606	570
9歳	881	790	792	724	699	669	638	610
10歳	869	881	795	759	696	670	642	613
11歳	899	869	885	810	775	708	682	653

資料：市健やか総務室



(3) 出生数・出生率の推移

交野市の近年の出生数をみると、平成20年は650人でしたが、その後減増を経て平成24年は565人となっています。これにともない、出生率（人口千人あたりの出生数）も同様に変化し、平成24年の出生率は7.3パーセントとなっており、国や大阪府よりも低い値で推移しています。

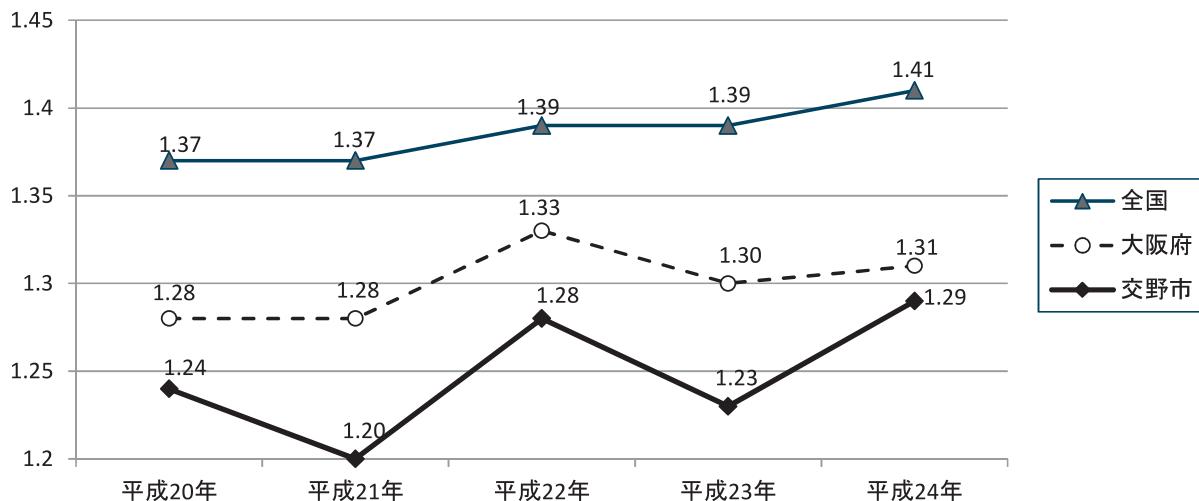


資料：人口動態統計 ※出生率は人口千対

(4) 合計特殊出生率の推移

交野市の近年の合計特殊出生率をみると、平成20年は1.24でしたが、平成24年は1.29となっており、平成20年よりも0.05ポイント上昇していますが、国・府に比べると低い値で推移しています。

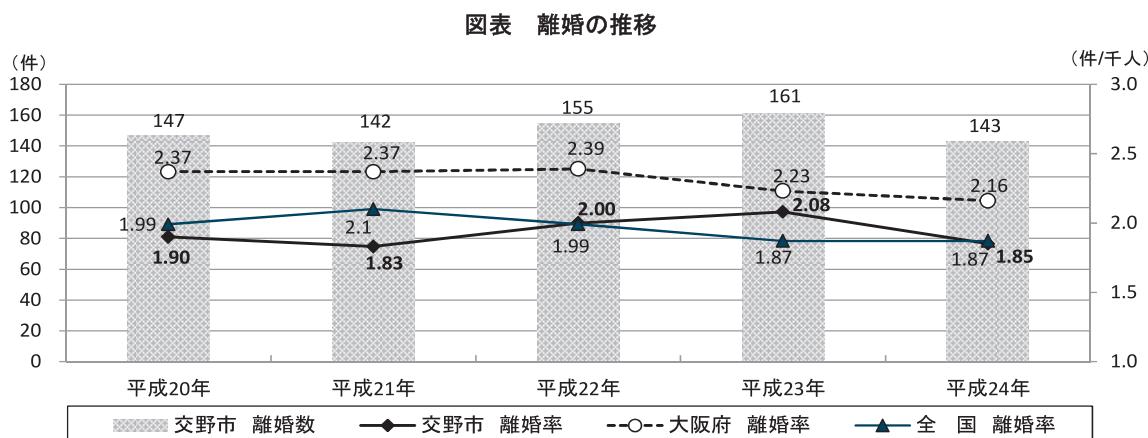
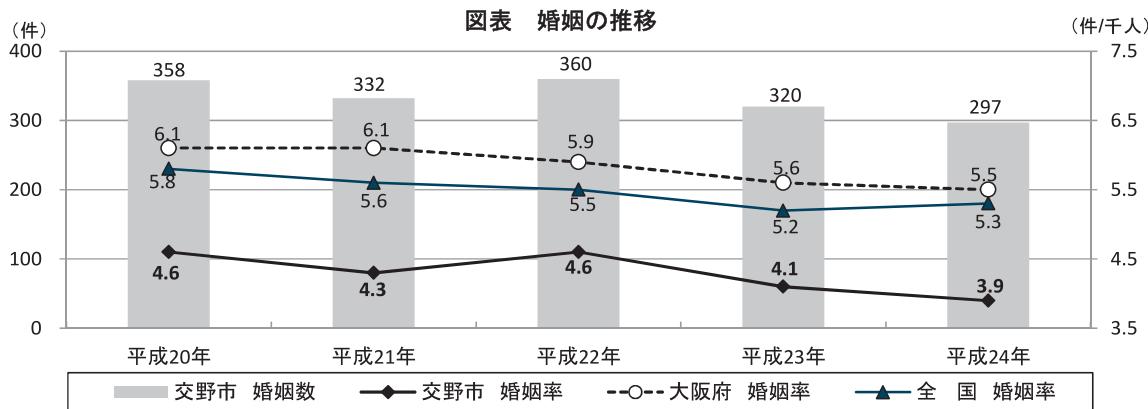
図表 合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計、市健康増進課 ※出生率は人口千対

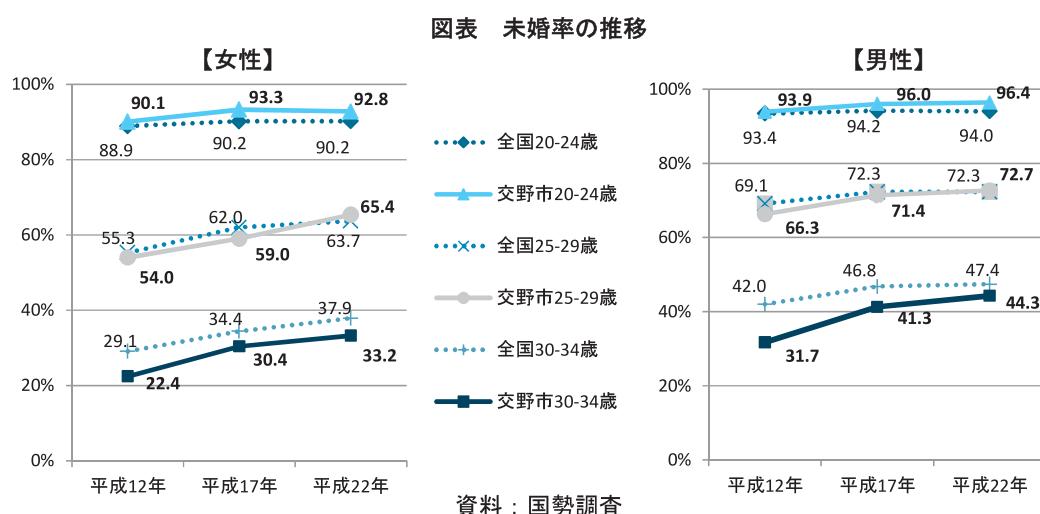
(5) 婚姻等の状況

交野市の近年の婚姻数をみると、平成20年は358件でしたが、平成24年では297件となっています。また、離婚数は、平成20年の147件から平成24年では143件となっており、婚姻率、離婚率ともに府・国に比べて低い値で推移しています。



資料：人口動態統計

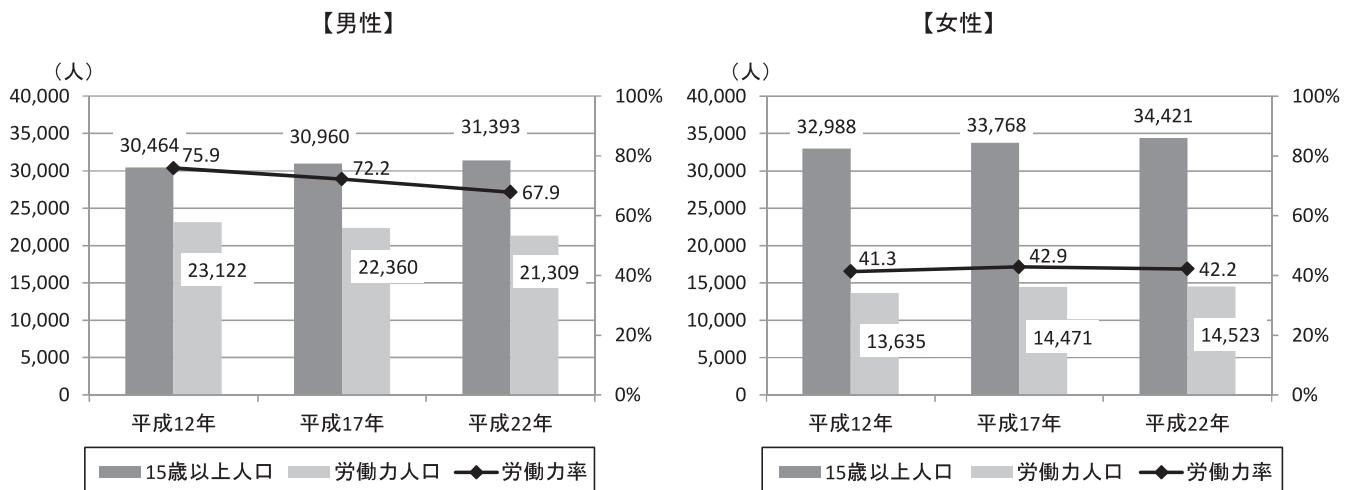
交野市の未婚率をみると、男女ともに20～24歳では全国より高くなっていますが、30～34歳では全国に比べて低い値で推移しています。



(6) 労働力状態

交野市の平成22年の労働力人口は、男性が21,309人、女性が14,523人となっています。平成12年から比較すると、男性の労働力人口は減少傾向の一方、女性の労働力人口は増加傾向にあります。

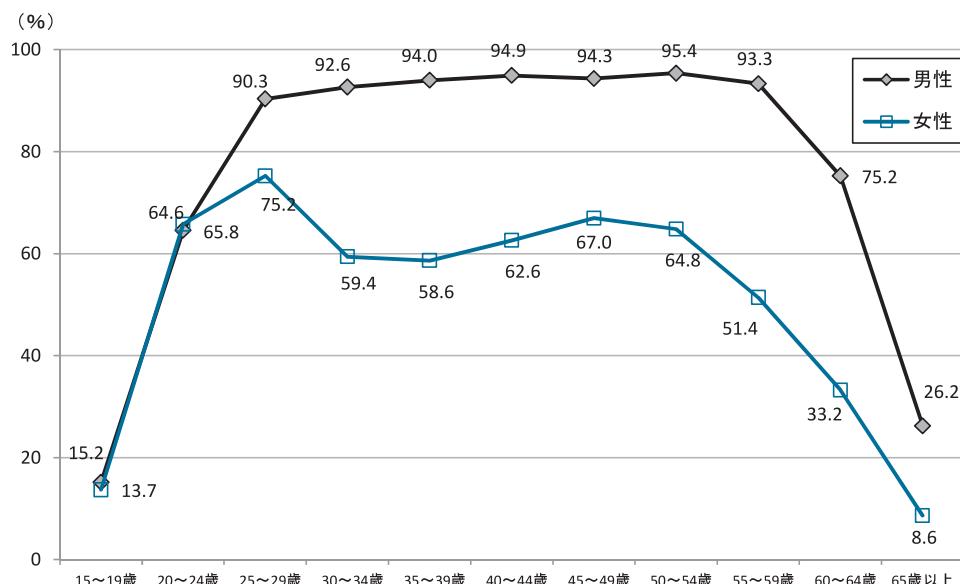
図表 労働力人口



資料：国勢調査（平成22年）

交野市の年齢階級別・男女別の労働力率は、男性では、25～59歳にかけて労働力率が9割台となっているのに対し、女性では、30歳代でいったん労働力率が5割台に落ち込んだ後高くなり、45歳以上で低下していきます。40歳以上では45～49歳の67.0%が最も高い労働力率となっていますが、25～29歳の75.2%と比べると低い値となっています。

図表 年齢階級別・男女別労働力率



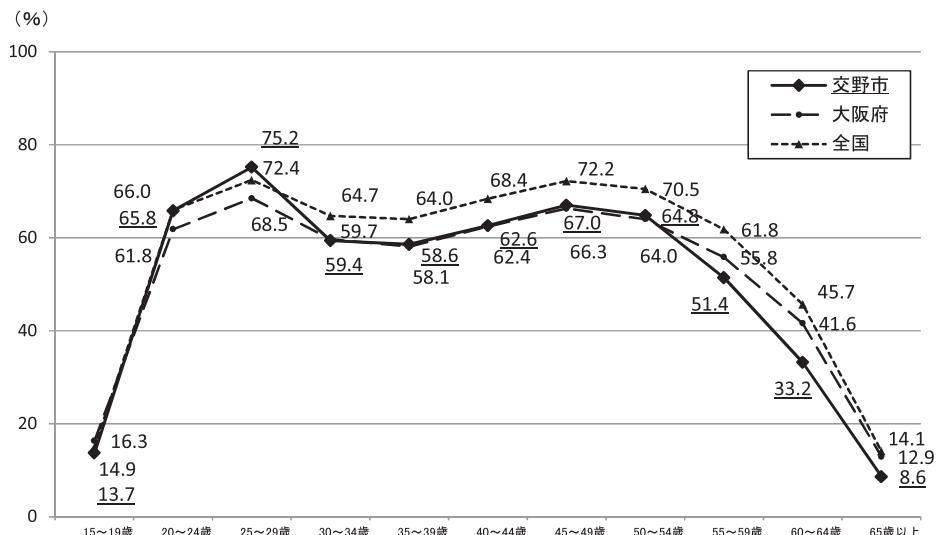
資料：国勢調査（平成22年）

第2章 交野市の子ども・子育てを取り巻く状況

女性労働力率を、大阪府、全国と比較すると、交野市 42.2%、大阪府 43.9%、全国 47.0% と、大阪府、全国と比べて低い値となっています。

また、年齢階級別に比較すると、25 から 29 歳の労働力率が大阪府や全国と比べて高くなっている一方、40 歳以上の労働力は全国と比べ低くなっています。

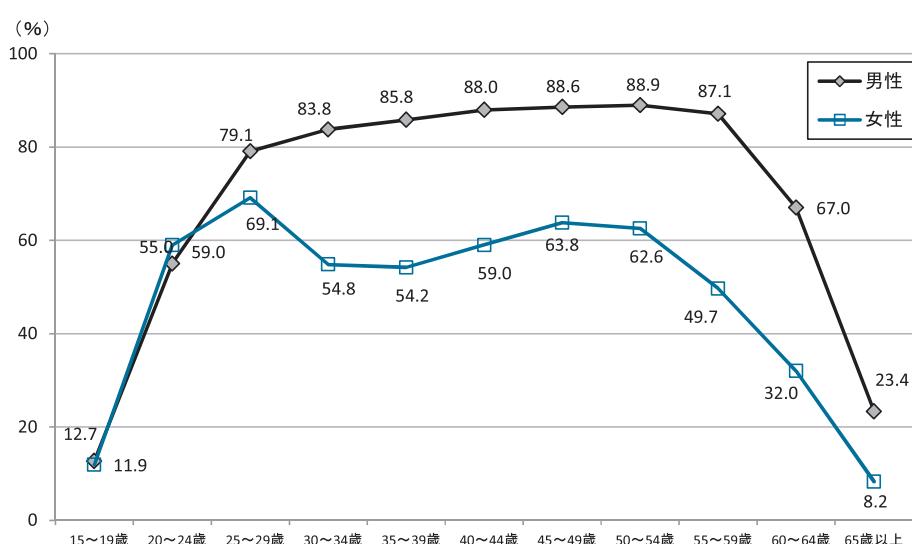
図表 年齢階級別女性労働力率の比較



資料：国勢調査（平成 22 年）

交野市の年齢階級別・男女別の就業率は、男性では、30~59 歳にかけて就業率が 8 割台となっているのに対し、女性では、30 歳代でいったん 5 割台に落ち込んだ後、上昇して 6 割台となり、45 歳以上で低下していきます。40 歳以上では 45~49 歳の 63.8% が最も高い就業率となっていますが、25~29 歳の 69.1% と比べると低い値となっています。

図表 年齢階級別・男女別就業率



資料：国勢調査(平成 22 年)

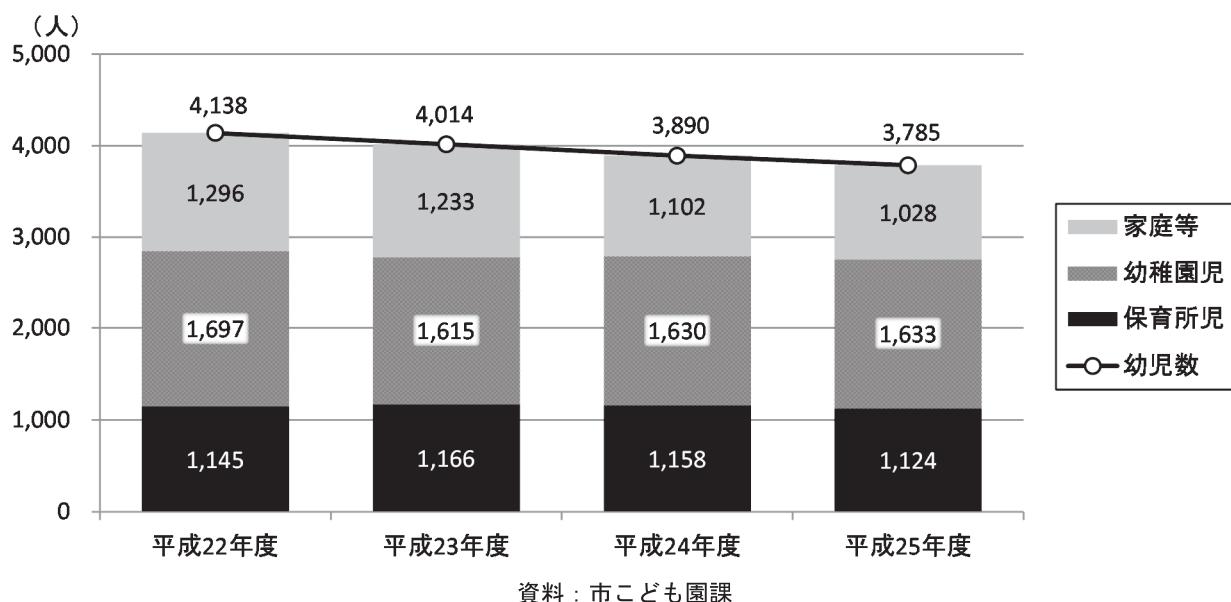
(7) 行政サービス等の状況

①就学前児童の保育等の状況

交野市における就学前児童の保育所・幼稚園の利用状況では、平成22年度と平成25年度を比較すると減少傾向にあります。

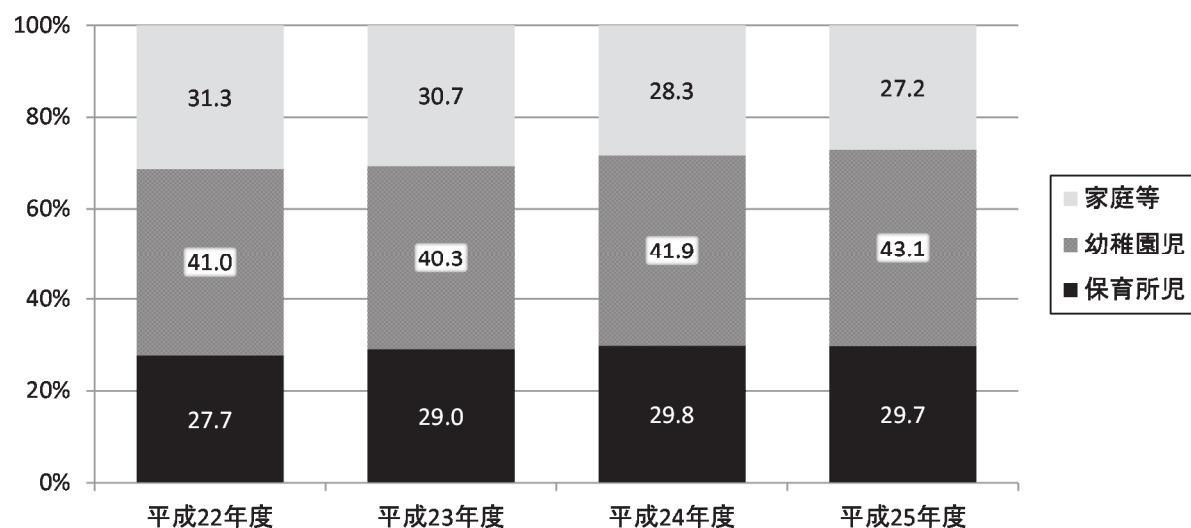
保育所や幼稚園に通わない層（家庭等）も含めて構成割合をみると、保育所児は近年3割近くとなっており、また幼稚園児は4割台で推移しています。

図表 就学前児童の保育所・幼稚園の利用状況



資料：市こども園課

図表 就学前児童の保育所・幼稚園の利用状況（構成割合）

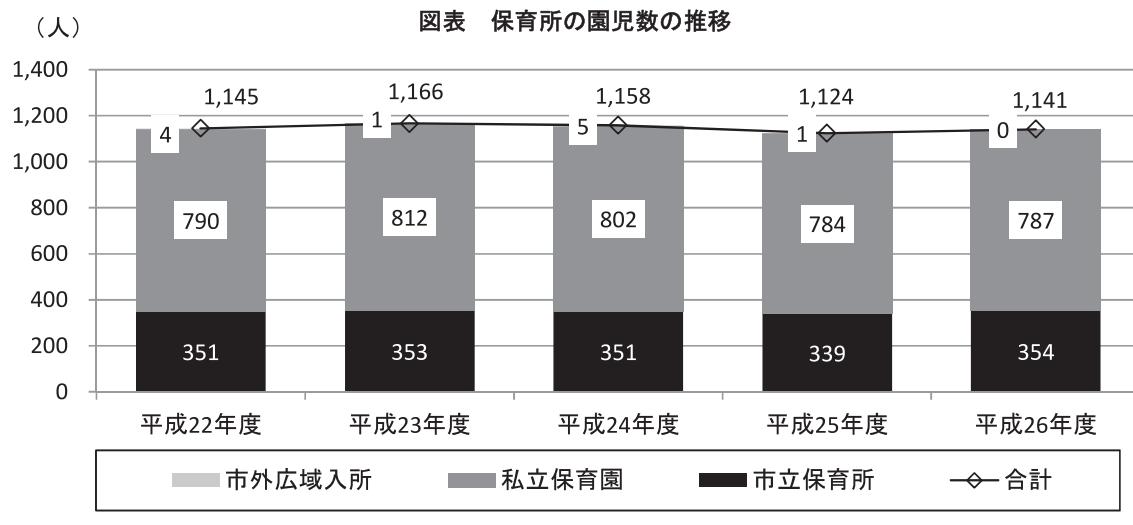


資料：市こども園課

②保育所の状況

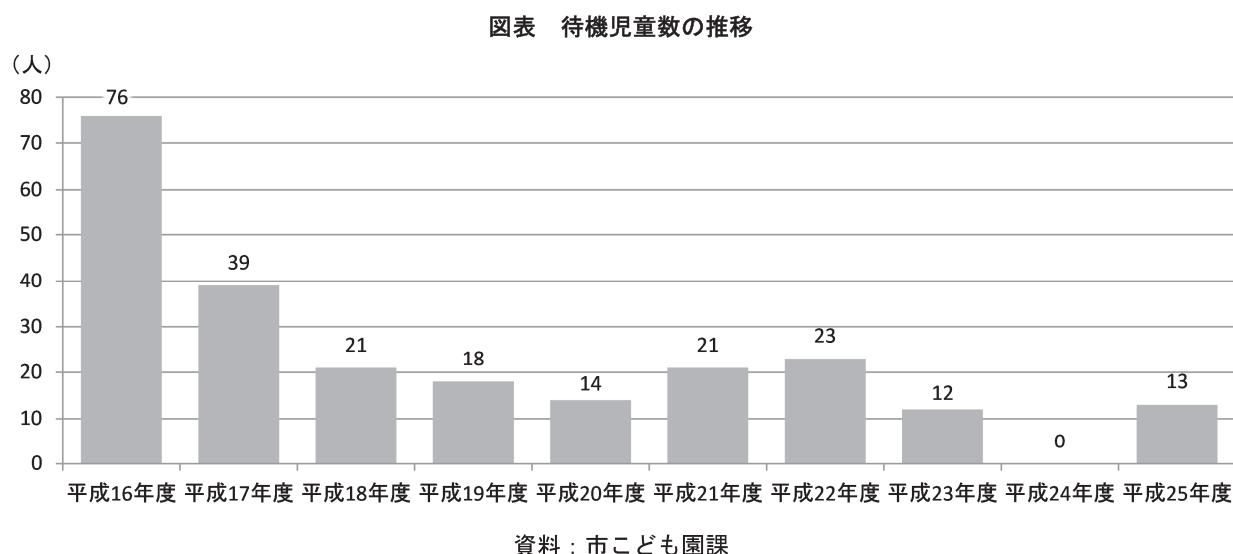
1) 保育所の定員及び園児数の推移

交野市の認可保育所は、公立保育所3か所、私立保育園7か所の合計10か所あります。平成22年度からの入所児童数を比較すると、ほぼ横ばいの状況となっています。



2) 保育所の待機児童の推移

交野市の待機児童数は、平成16年度の76人から大幅な減少を経て、平成24年度には待機児童ゼロとなりましたが、平成25年度には13人となっています。

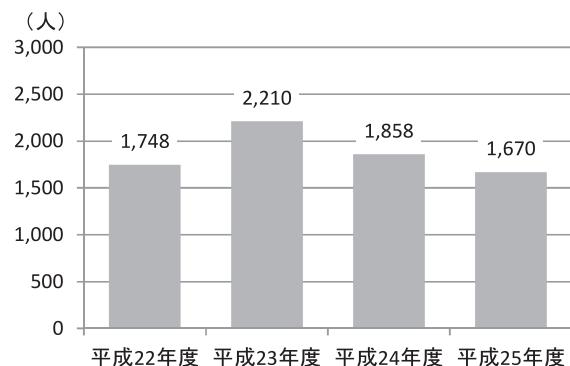


3) 保育サービス等の状況

○一時預かり事業の利用状況

保育所（園）に入所していない家庭においても、保護者の疾病や育児疲れ解消などを理由に一時的に児童を預かる一時預かり事業を私立保育園2か所で実施していますが、年間の延べ利用数は平成24年度から減少傾向となっています。

図表 一時預かり事業（延べ利用人数）

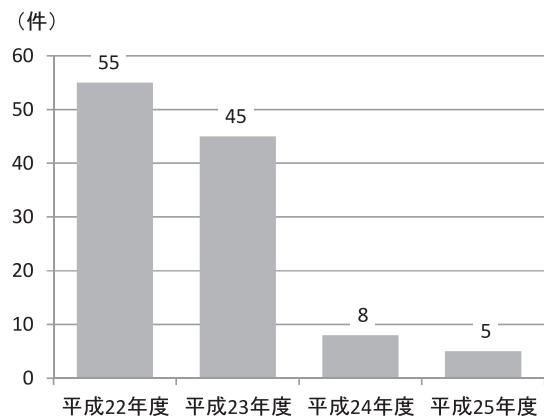


資料：市こども園課

○休日・夜間保育事業の利用状況

保護者の就労形態が多様化しているなか、日曜、祝日、夜間等にかかる保育事業については、利用ニーズが少なくファミリー・サポート・センター事業により対応していますが、利用は減少しています。

図表 休日・夜間保育の利用状況



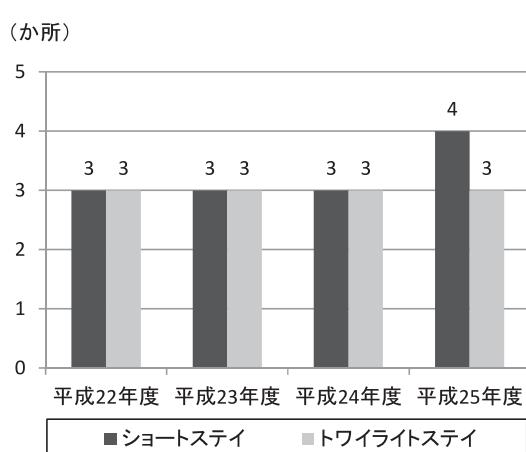
資料：市子育て支援課

○子育て短期支援事業の実施状況

（ショートステイ・トワイライトステイ）

病気・出産・看護・冠婚葬祭・出張などで、保護者が夜間も留守になるほか、育児疲れなど一時に子どもの保育ができないときに、指定した施設で一定期間、子どもの預かりを実施しています。

図表 子育て短期支援事業の契約施設数



資料：市子育て支援課

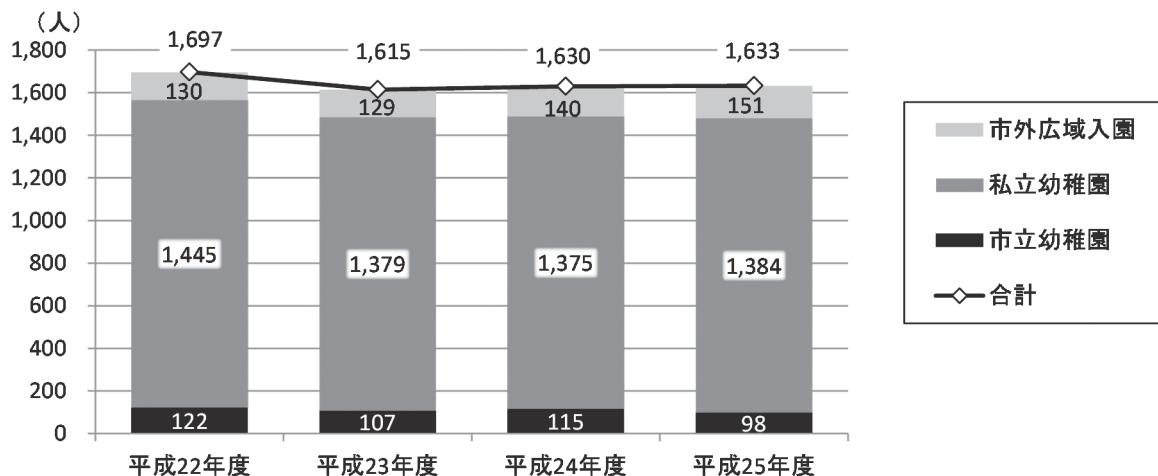
③幼稚園の状況

1) 幼稚園の定員及び園児数の推移

交野市の幼稚園は、市立幼稚園3か所、私立幼稚園6か所の合計9か所あります。

平成25年度と平成22年度の園児数を比較すると、市立幼稚園では、24人の減、私立幼稚園では61人の減となっていますが、市外広域入園者は21人の増となっています。

図表 幼稚園の園児数の推移



※私立幼稚園の人数には、他市からの市外広域入園を含む。

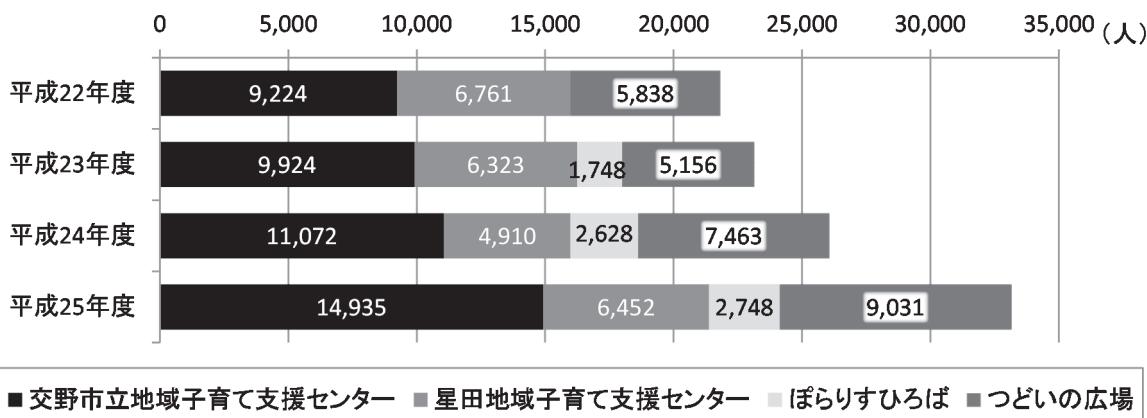
資料：市こども園課

④地域の子育て支援の状況

1) 子育て支援拠点事業

交野市では、在宅で子育てをする保護者を支援するため、地域子育て支援拠点事業を展開し、子育ての相談や、遊び場・情報提供、子育て講習会を実施しています。各拠点において、年々利用者数、相談件数は増加しています。

図表 子育て支援拠点事業の利用状況



※「ぱらりすひろば」は平成23年度より実施

資料：市子育て支援課

第2章 交野市の子ども・子育てを取り巻く状況

3) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、子育てを援助してほしい方（依頼会員）と子育てを援助したい方（提供会員）、またはその両方を行いたい方（両方会員）が行う会員制の相互援助活動システムです。援助の内容としては、0歳（おおむね生後3か月）から小学校6年生までの子どもを対象とし、基本的には提供会員宅での子育て援助や、病院や幼稚園等においての付き添い保育等、様々な援助について相談に応じており、各会員数については、年々増加しています。

■ファミリー・サポート・センターの活動実績

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
提供会員（人）	71	74	83	87
依頼会員（人）	327	374	416	464
両方会員（人）	14	14	17	19
会員合計（人）	412	462	516	570
活動件数（件）	2,065	2,553	3,133	1,944

資料：市子育て支援課

4) ネットワーク事業

校区福祉委員会、子育てボランティア、子育てサークル、民生委員児童委員、主任児童委員、子ども家庭サポートー、保育所（スマイルサポートー）、幼稚園などとの関係機関が連携し、情報を共有し、子育て支援を推進するネットワークの構築を図るもので、交野市に事務局を置きネットワーク会議の開催により、地域ぐるみの子育てネットワークの整備に努めています。

■ネットワーク会議の開催

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
会議の種類	—	次世代育成支援行動計画策定作業部会及び健全育成部会の合同開催	全体会	全体会／地区会
開催回数(回)	—	2	3	2／4
延べ参加者数(人)	—	—	118	83／81

資料：市子育て支援課

⑤母子保健事業の状況

1) 妊婦健康診査補助

妊娠支援として、母子健康手帳交付時に妊婦への助言、指導等の徹底を図り、安心・安全な妊娠・出産に向け、全14回の妊婦健康診査の補助を実施しています。

2) こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

0～4か月未満児のいる全ての家庭を対象に、助産師・保健師・民生委員・児童委員・主任児童委員が家庭訪問を行い、赤ちゃんの健康状態、産後の生活、育児支援に関する情報提供、育児相談等を実施しています。

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
出生数(人)	603	508	559	530
訪問件数(件)	621	539	570	542

(里帰り児への訪問含む)

資料：市健康増進課

3) 乳幼児健診

乳幼児の健やかな心身の成長を促すため、保健・育児・栄養・むし歯予防など幅広い子育ての支援を実施しています。

■乳幼児健診受診率

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
4か月	97.1%	97.0%	95.6%	97.4%
1歳6か月	93.0%	96.9%	94.2%	94.5%
2歳6か月	86.5%	86.6%	85.6%	88.6%
3歳6か月	81.0%	98.4%	85.9%	87.3%

資料：市健康増進課

2 ニーズ調査結果の概要

(1) 調査実施概要

本計画の策定のため、就学前児童と小学生の保護者を対象に、子育ての状況や教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用の状況等を把握するために「子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査」を実施しました。

■調査実施要項

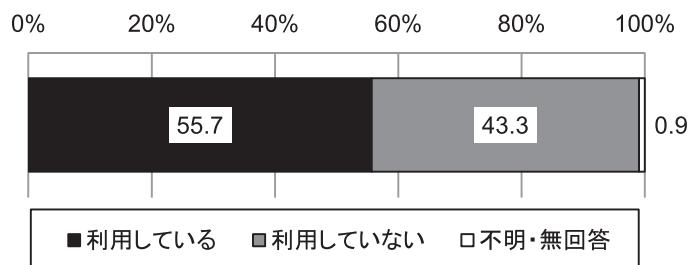
調査地域	交野市全域
調査対象	<ul style="list-style-type: none"> ●交野市内在住の「未就学児」をお持ちの世帯・保護者 (就学前児童調査) 1,800人 ●交野市内在住の「小学生」をお持ちの世帯・保護者 (小学生調査) 1,200人
調査期間	平成25年12月19日～平成26年1月16日
調査方法	住民基本台帳を基に対象世帯を無作為に抽出 郵送配布・郵送回収
回収結果	<ul style="list-style-type: none"> ●就学前児童調査：856件（回収率：47.6%） ●小学生調査：564件（回収率：47.0%）

(2) 調査結果概要

①教育・保育事業の利用状況

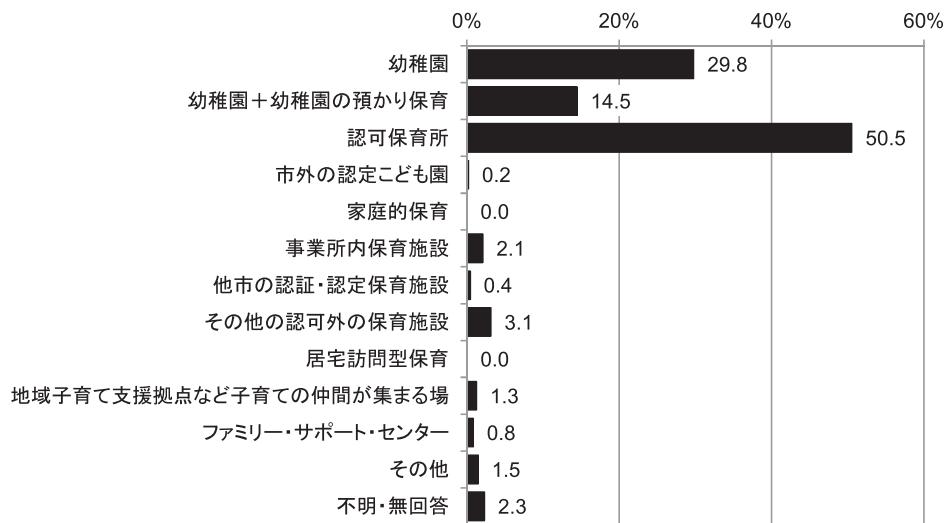
就学前児童の保護者に定期的な教育・保育事業の利用についてたずねたところ、「利用している」が55.7%となっています。

図表 定期的な教育・保育事業の利用有無／就学前児童 (N=856)



定期的に利用している教育・保育事業は、「認可保育所」(50.5%)が最も高く、次いで「幼稚園」(29.8%)となっています。

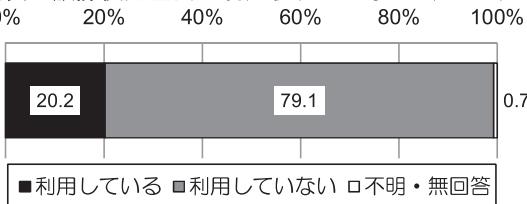
図表 定期的に利用している教育・保育事業／就学前児童 (N=477)



②放課後児童会の利用状況

小学生の保護者にたずねた放課後児童会の利用状況は、「利用している」が約2割(20.2%)に対して、「利用していない」が約8割(79.1%)となっています。

図表 放課後児童会の利用状況／小学生 (N=564)

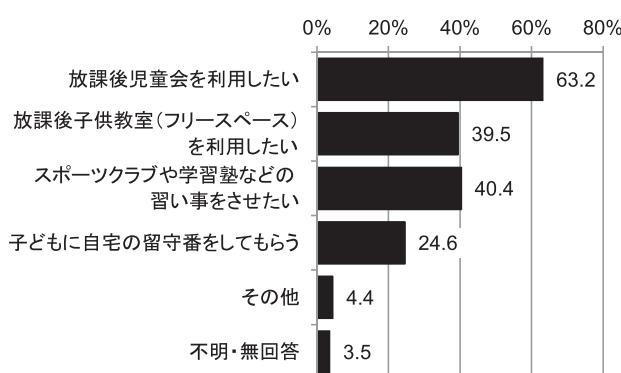


③放課後の過ごし方

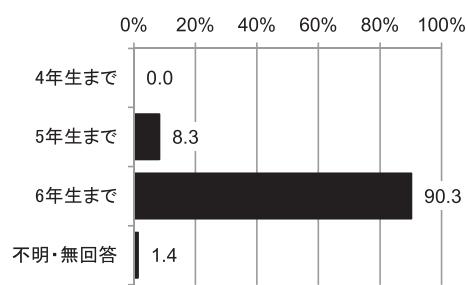
放課後児童会を利用している小学生の保護者に、小学校4年生以降の放課後の過ごし方をたずねたところ、「放課後児童会を利用したい」(63.2%)が最も高く、次いで「スポーツクラブや学習塾などの習い事をさせたい」(40.4%)となっています。

希望する利用学年は、「6年生まで」(90.3%)が最も高くなっています。

図表 小学校4年生以降の放課後の過ごし方／小学生 (N=114)

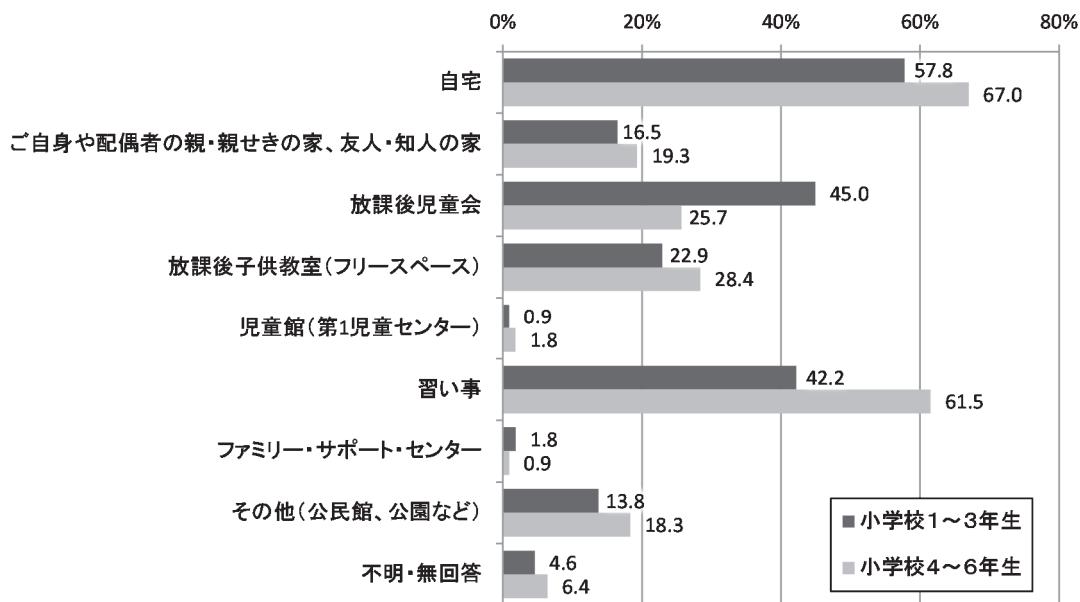


図表 放課後児童会の希望利用期間／小学生 (N=72)



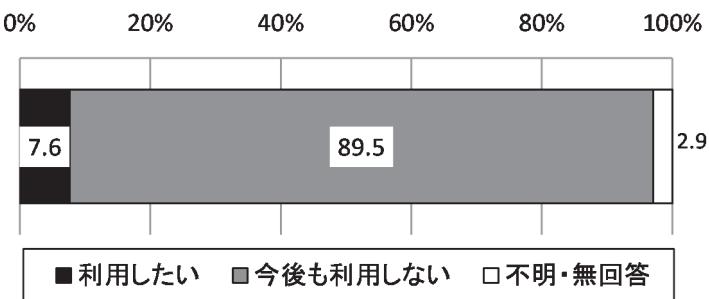
次年度就学予定者の保護者にたずねた就学後の放課後の過ごし方については、小学校1～3年生の間及び小学校4～6年生の間ともに「自宅」が最も高く、それぞれ57.8%、67.0%となっています。次いで、小学校1～3年の間は「放課後児童会」(45.0%)、「習い事」(42.2%)、小学校4～6年生の間では「習い事」(61.5%)、「放課後子供教室」(28.4%)となっています。

図表 放課後の過ごし方／就学前児童 (N=109)



放課後児童会を利用していない小学生の保護者に、放課後児童会の利用意向をたずねたところ、約9割（89.5%）の方が「今後も利用しない」と回答しています。

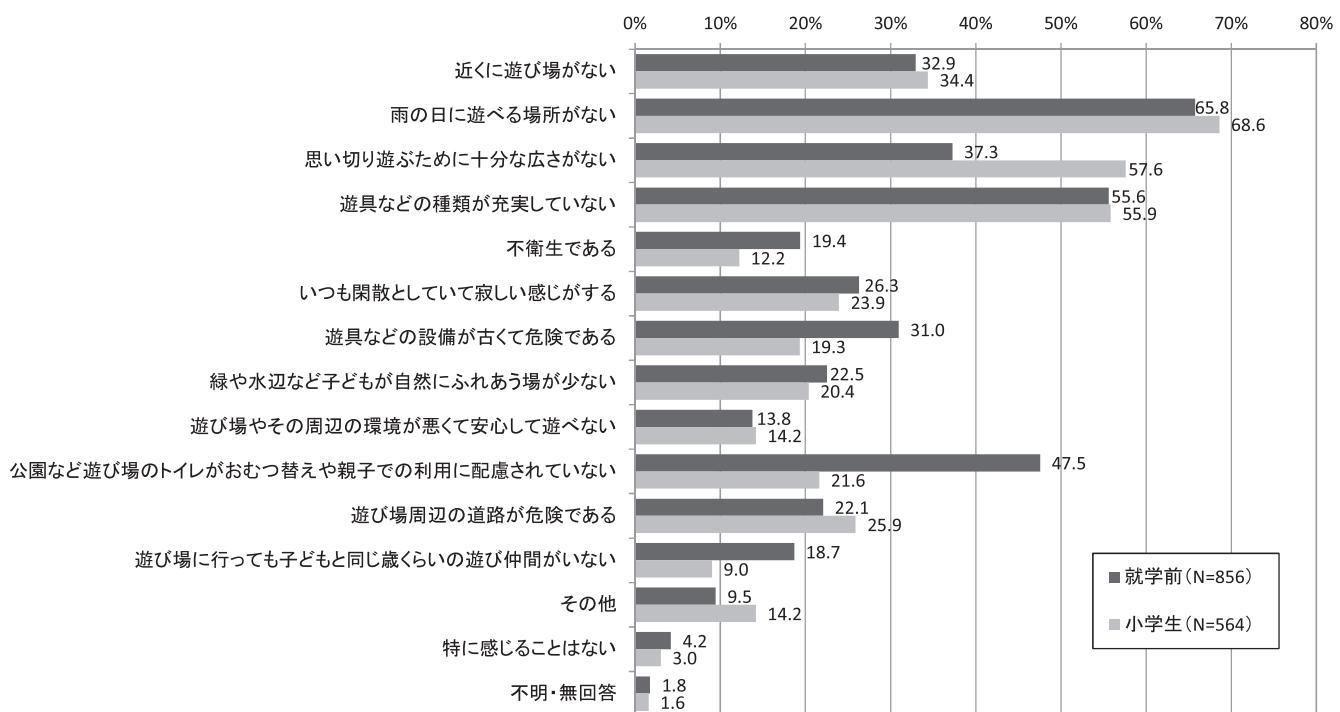
図表 放課後児童会の利用意向／小学生 (N=446)



④子どもの遊び場について

子どもの遊び場について日頃感じることをたずねたところ、就学前及び小学生の保護者ともに「雨の日に遊べる場所がない」が最も高く、それぞれ65.8%、68.6%となっています。次いで、就学前では「遊具などの種類が充実していない」（55.6%）、「公園など遊び場のトイレがおむつ替えや親子での利用に配慮されていない」（47.5%）となっており、小学生では「思い切り遊ぶために十分な広さがない」（57.6%）、「遊具などの種類が充実していない」（55.9%）となっています。

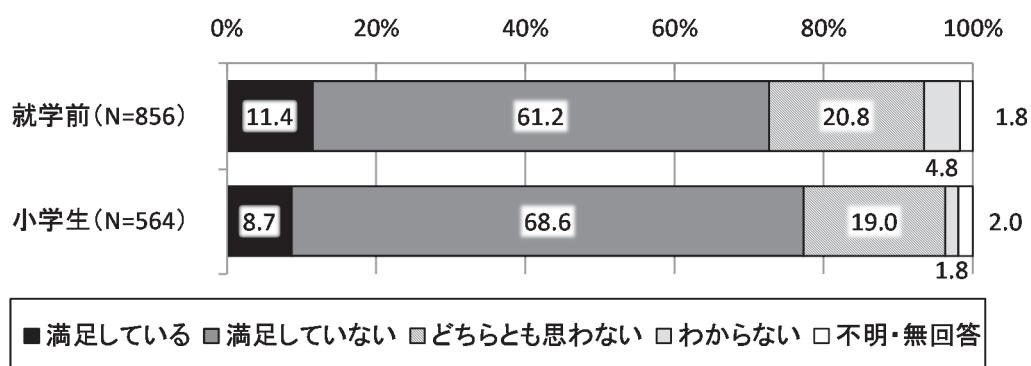
図表 子どもの遊び場について日頃感じること



子どもの遊び場についての満足度は、就学前児童で「満足していない」が最も高く(61.2%)、次いで「どちらとも思わない」(20.8%) となっています。

また、小学生では「満足していない」が最も高く(68.6%)、次いで「どちらとも思わない」(19.0%) となっています。

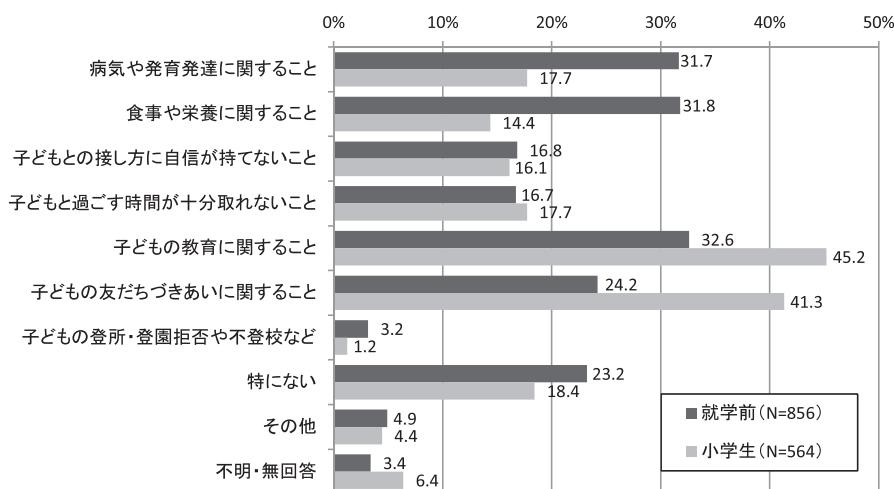
図表 子どもの遊び場についての満足度



⑤子どもの悩み

保護者にたずねた子どもに関することで悩んでいる・気になることについては、就学前、小学生ともに「子どもの教育に関するここと」が最も高く、それぞれ 32.6%、45.2%となっています。次いで、就学前では「食事や栄養に関するここと」(31.8%)、「病気や発育発達に関するここと」(31.7%)、小学生では「子どもの友だちづきあいに関するここと」(41.3%)、「特がない」(18.4%)となっています。

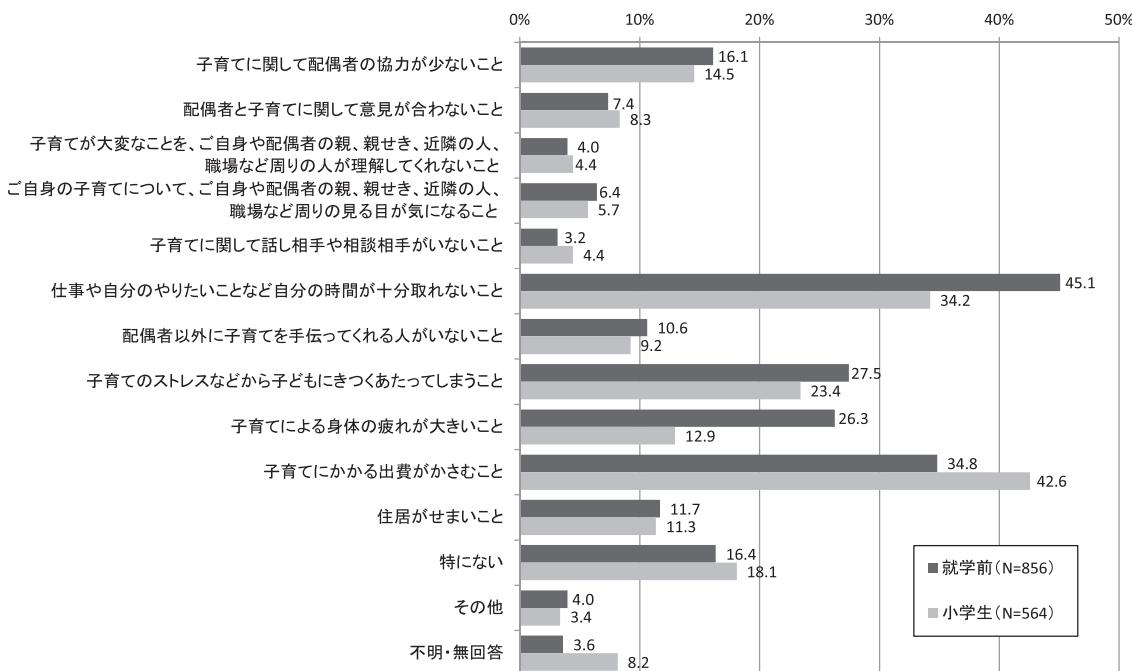
図表 子どもに関することで悩んでいる・気になること



⑥保護者の悩み

保護者にたずねた自身に関することで悩んでいる・気になることでは、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が就学前で最も高く 45.1%、小学生で 34.2%となっており、「子育てにかかる出費がかさむこと」が就学前で 34.8%、小学生で最も高く 42.6%となっています。続いて「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」が就学前で 27.5%、小学生で 23.4%となっています。

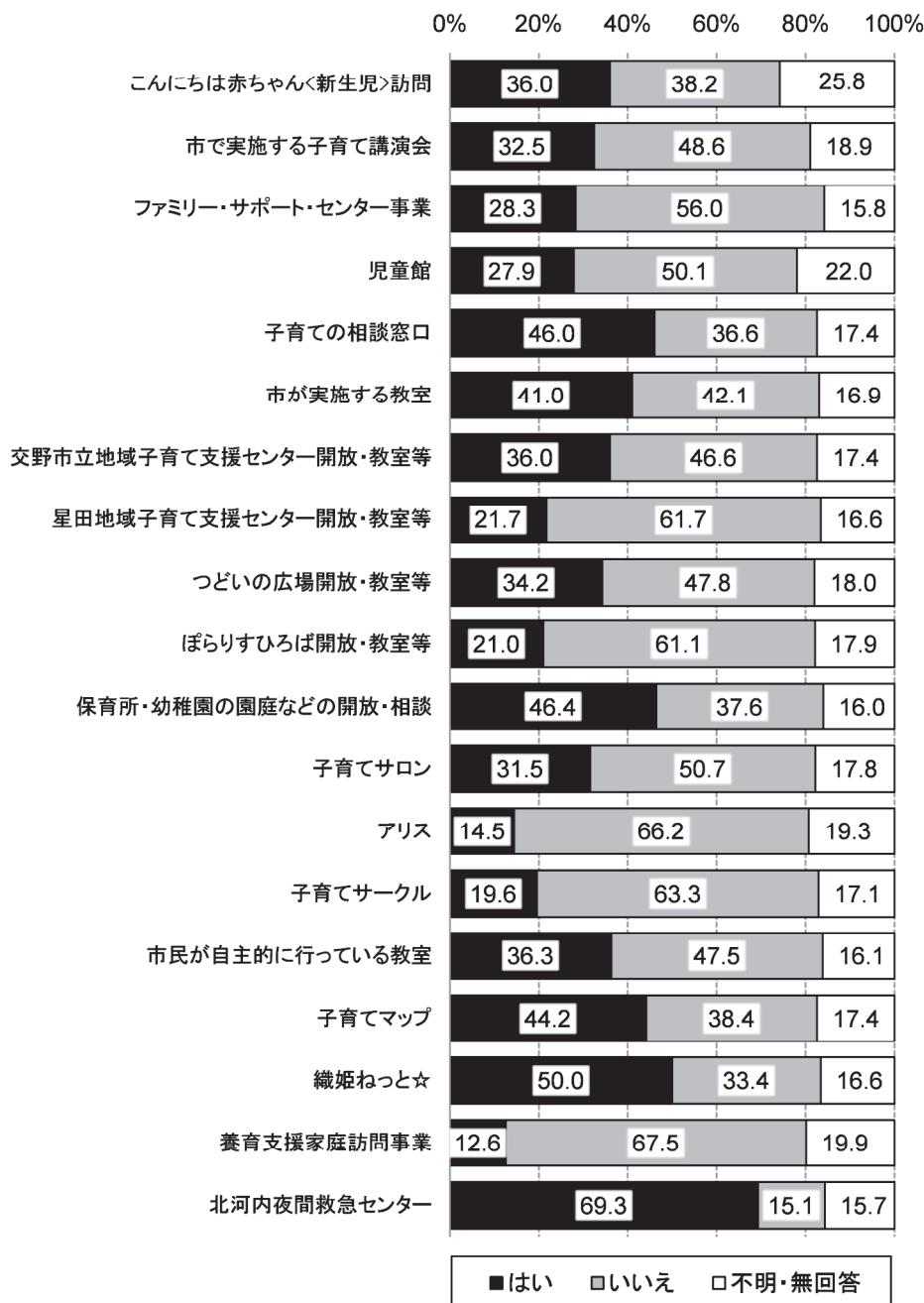
図表 自身に関することで悩んでいる・気になること



⑨子育て支援サービスの利用意向

就学前児童の保護者にたずねた子育て支援サービスの今後の利用意向は、「北河内夜間救急センター」が最も高く（69.3%）、次いで「織姫ねっと☆」（50.0%）、「保育所・幼稚園の園庭などの開放・相談」（46.4%）となっています。

図表 子育て支援サービス・事業の今後の利用意向／就学前児童（N=856）

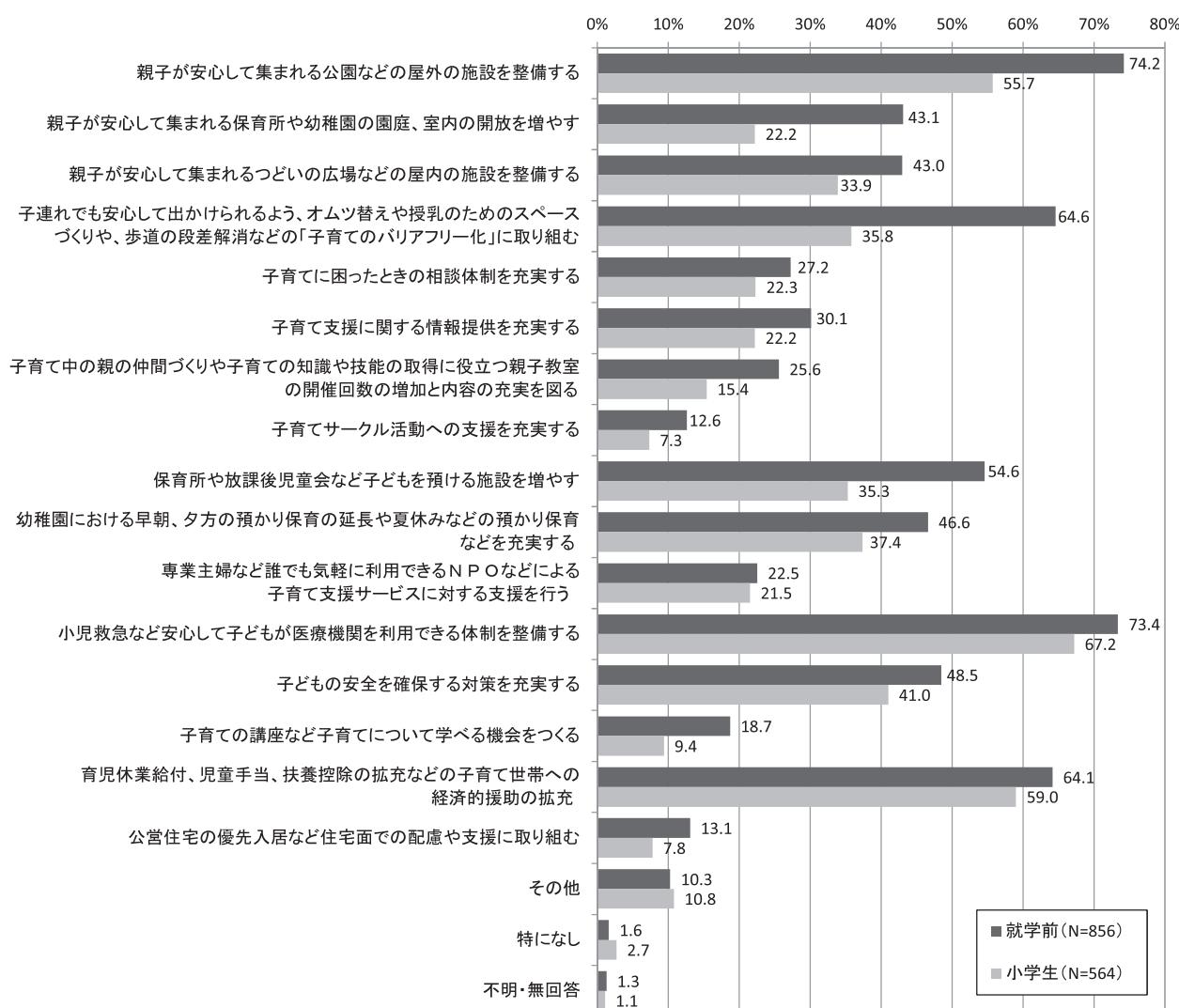


⑩充実してほしい子育て支援サービス

就学前児童の保護者にたずねた充実してほしい子育て支援サービスでは、「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」が最も高く(74.2%)、次いで「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」(73.4%)、「子連れでも安心して出かけられるよう、オムツ替えや授乳のためのスペースづくりや、歩道の段差解消などの「子育てのバリアフリー化」に取り組む」(64.6%)となっています。

小学生の保護者にたずねた充実してほしい子育て支援サービスでは、「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」が最も高く(67.2%)、次いで「育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充」(59.0%)、「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」(55.7%)となっています。

図表 充実してほしい子育て支援サービス／就学前児童 (N=856)



第3章

次世代育成支援行動計画(後期計画) の主な取り組み状況と課題

1 これまでの子育て支援施策【交野市次世代育成支援行動計画（後期計画）】の取り組み

交野市次世代育成支援行動計画（後期計画）においては、「子どもいっぱい元気な“かたの”」を基本理念のキャッチフレーズに、子どもたち自身の“子育ち”、子育てする人・家庭の“子育て”、地域の“和”的視点から総合的に子育て支援を行ってきました。

施策の体系

●基本理念

キャッチフレーズ 子どもいっぱい 元気な “かたの”

●3つの基本視点

- 1) 子どもたち自身の“子育ち”的視点
- 2) 子育てする人・家庭の“子育て”的視点
- 3) 地域の“和”的視点

5つの取り組み

1. 地域ぐるみの子育ち・子育て支援への取り組み

- { 1-1 交流支援ネットワークの形成
- 1-2 地域との連携による子育ち支援

2. すべての子育て家庭を支える取り組み

- { 2-1 仕事と生活の調和
- 2-2 すべての子育て家庭を支える多様な保育サービス
- 2-3 自立支援と経済的負担の軽減

3. 人権、いのち、健康を守る取り組み

- { 3-1 子どもの人権尊重と権利擁護
- 3-2 母親・子どもの健康と安心の確保
- 3-3 「いのち」、「食」、「人」とのつながりの大切にできる子どもの育成
- 3-4 障がいのある子どもへの支援の充実

4. 子どもの豊かな育ちを支える取り組み

- { 4-1 次代の親の育成
- 4-2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- 4-3 生涯学習と家庭教育の充実

5. 安心・安全でうるおいのある生活環境づくりへの取り組み

- { 5-1 ゆとりとうるおいのある環境づくり
- 5-2 子どもの安心・安全の確保

2 特定事業の事業実績

交野市次世代育成支援行動計画（後期計画）では、達成すべき目標事業量を設定しました。その進捗状況は次のとおりです。

特定事業17事業中、7事業（地域子育て支援拠点事業、子育て短期支援事業等）は目標数値を達成、2事業（一時預かり事業、放課後児童健全育成事業）は目標数値を未達成、4事業（児童館型の地域子育て支援拠点事業、特定保育事業等）は、他施策の活用促進による対応を行い、4事業（病児保育、一時預かり事業【地域密着型】）は実施に向け検討を行いましたが、目標年度での開設は未実施となっています。

事業名	指標	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度目標	担当課
地域子育て支援拠点事業【センター型】	施設数	1か所 交野市立地域子育て支援センター	2か所 星田地域子育て支援センター	2か所 開設			2か所	
地域子育て支援拠点事業【ひろば型】	施設数	1か所 つどいの広場		2か所 ぱらりすひろば	2か所 開設		2か所	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業【児童館型】		未実施	検討	※ひろば事業（ぱらりすひろば）が近くにできたため。児童館型の支援センター実施については一旦、検討を終了する。			実施に向け検討	
一時預かり事業【保育所型】	施設数 定員	2か所 18人 星田保育園 交野保育園					3か所 30人	こども園課
一時預かり事業【地域密着型】	施設数	未実施	制度及び実施是非の検討				検討	
トワイライトステイ事業	施設数	市外 3か所					3か所	子育て支援課
ショートステイ事業	施設数	市外 3か所				市外 4か所	3か所	

第3章 次世代育成支援行動計画（後期計画）の主な取り組み状況と課題

事業名	指標	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度目標	担当課
ファミリー・サポート・センター事業	施設数 会員数 提供会員 両方会員	1か所 62人 7人					1か所	子育て支援課
延長保育事業	施設数	10か所					10か所	こども園課
病児 対応型事業		未実施		実施に向け検討			新規実施	
病後児 対応型事業		未実施		実施に向け検討			新規実施	子育て支援課
体調不良児 対応型事業		未実施		実施に向け検討			新規実施	
特定保育事業		未実施		ファミリー・サポート・センターの活用促進による対応を 検討			実施に向 け検討	
通常保育事業	施設数 定員	10か所 1,115人					10か所	こども園課
休日保育事業		未実施		ファミリー・サポート・センターの活用促進による対応を 検討			当面実施 しない	
夜間保育事業		未実施		ファミリー・サポート・センターの活用促進による対応を 検討			当面実施 しない	
放課後児童 健全育成事業	施設数 開設時間	12か所 (10校) 680人 18:15まで					時間延長 等の拡充	青少年育成課



1. 地域ぐるみの子育ち・子育て支援への取り組み

子育てを地域社会全体で支えるため、地域の関連機関等と連携して子育て支援のネットワーク化を図り、子育て家庭に、より身近でより利用しやすい子育て支援の充実を図り、子育てをする家庭や子どもたち自身を地域全体で支えていく地域ぐるみの子育ち・子育て支援に取り組みました。

現 状

- ◆子育てを地域社会全体で支えるために、子育て支援ネットワークの構築に取り組み、子育て支援活動をつなぐ交流会（全体会2回）、地域の特性に合わせた中学校区別の地区会（4回）を社会福祉協議会と子育て支援拠点（4か所）の協働で実施している。
- ◆親子で集える場、親同士の出会いと交流、相談の場として、ひろば事業を2か所設置。
- ◆相談支援体制として、各相談機関での窓口周知、気軽に相談できる体制づくり、関係機関との連携に努め、子育て支援情報の提供方法として、子育てマップ（2,500部）を作成し、こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）時、転入時などに配布を行う。また、よりタイムリーな情報提供として、インターネットを活用した『織姫ねっと☆』子育てポータルサイトを開設している。
- ◆豊かな自然環境を生かし、農業体験、環境教室や講座、いきものふれあいセンター主催行事等を行い、次世代へ豊かな自然環境を継承していく取り組みを実施している。
- ◆子どもの居場所づくりとして、学童期はフリースペース（10校）、放課後児童会活動（12か所）、児童センター（1か所）の充実に努めている。
- ◆都市公園（26か所）、ちびっこ広場（109か所）については、地域と協力連携し、維持管理に向けての取り組みを実施している。
- ◆世代間交流として、保育所、幼稚園、校区福祉委員会において、地域の人生経験豊かな方達の協力で、伝承遊びや季節行事、環境などをテーマに事業を実施している。



課題と方向性

子ども・子育て支援事業計画 位置づけ

- ◆子育てを地域社会全体で支えるために、子育て支援ネットワークの充実 ⇒ P.59~60
基本目標3基本施策1に記載
- ◆子育て親子の交流の場の継続と充実（開催曜日、時間等の拡充） ⇒ P.61 基本目標3基本施策3に記載
- ◆市民に便利でわかりやすい情報提供の継続実施、相談支援体制の充実 ⇒ P.60 基本目標3基本施策2に記載
- ◆交野市の魅力である豊かな自然環境を生かした取り組みの充実と継続 ⇒ P.62 基本目標3基本施策4に記載
- ◆放課後児童会の運営内容の充実 ⇒ P.49 基本目標1基本施策2に記載
P.63 基本目標3基本施策5に記載
- ◆「放課後子ども総合プラン」の推進
 - ・放課後児童会と放課後子供教室の連携
 - ・放課後子供教室の充実
 - ・小学校の余裕教室の活用など ⇒ P.62 基本目標3基本施策5に記載
- ◆公園等の維持管理の継続
市民ニーズの高い遊び場の整備等 ⇒ P.62~63
基本目標3基本施策5・6に記載
- ◆地域の人生経験豊かな方たちの協力を得て
交野の歴史や伝承遊び等と地域活動
世代間交流活動事業等で継続実施 ⇒ P.61 基本目標3基本施策3に記載

2. すべての子育て家庭を支える取り組み

仕事と子育てが両立できるよう、すべての子育て家庭が多様なライフスタイルを選択することができる子育て支援策や保育サービスの充実に努め、また、子育てにかかる経済的負担の軽減に努めました。

現 状

- ◆共働き世帯が増加し、本市の女性就業率も増加傾向にあるため、仕事と子育てが両立できる環境づくりとして、子育てに関する意識啓発、育児休業及び看護休業制度等の普及啓発を実施している。
- ◆地域と子育て家庭をつなぐ仕組みづくりとして、地域子育て支援センターを開設（2か所設置）するとともに、子育ての相談や遊び場・情報交換、子育て講習会等を実施し、子育て家庭と地域をつなぐ地域の子育て支援拠点としての充実に努めている。
- ◆子育て不安などを抱える家庭等を訪問し、こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）及び未熟児訪問の実施や乳幼児健診未受診児訪問を積極的に実施している。
- ◆保護者の病気やリフレッシュ等、一時的に子どもを預ける必要がある時に利用できる、一時預かり事業、トワイライトステイ事業、ショートステイ事業、ファミリー・サポート・センター事業を実施している。
- ◆多様なニーズに応じた保育サービスとして、待機児童の解消に努め、延長保育、障がい児保育を全保育所（10か所）で実施するとともに、障がい児保育の充実に向け、療育機関（機能支援センター等）との交流保育等の取り組みを実施している。
- ◆休日保育、夜間保育、特定保育については、ファミリー・サポート・センター事業で対応している。
- ◆病児保育については、実施に向け調査を行い医療機関に対して開設を働きかけている。
- ◆職場環境の改善については、家庭、事業主・企業へ隨時啓発に努め、職場体験学習の制度受入を依頼し、積極的な子育て支援施策の受入れを依頼するための取組を実施している。また、年1回男女共同参画フェスティバルを開催している。



課題と方向性

子ども・子育て支援事業計画 位置づけ

◆仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備 ⇒ P.53 基本目標1基本施策6に記載

◆地域子育て支援センターの周知及び機能拡充
一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業の拡充 ⇒ P.49 基本目標1基本施策2に記載
P.61 基本目標3基本施策3に記載

◆待機児童の解消、
延長保育、休日保育、夜間保育、特定保育について検証 ⇒ P.48~49
基本目標1基本施策2に記載

◆病児保育の実施
体調不良児保育の実施に向け検討 ⇒ P.49 基本目標1基本施策2に記載

◆障がい児保育の推進 ⇒ P.51 基本目標1基本施策4に記載

◆自立支援の相談機能、
情報提供の充実、
就労支援、
生活面への支援、
子育て世帯への経済的支援の継続実施 ⇒ P.52~53
基本目標1基本施策5、6に記載

3. 人権、いのち、健康を守る取り組み

児童虐待や不登校などの問題がより深刻化し、心身ともに健やかな子どもを育むことの必要性が一層高まるなか、子どもがのびのびと成長していくよう子どもの人権を守る取り組みを行いました。また、安心して子どもを生み、ゆとりを持って健やかに子どもを育てることができるように、母と子の健康づくりと子どもの心身の健やかな発達を支援するとともに、思春期からの健康づくりや食育、障がいのある子どもへの支援など、子どものいのち、健康を守る取り組みを推進しました。

現 状

- ◆児童虐待等の問題に対応するため、交野市要保護児童対策地域協議会（代表会議1回/実務者会議13回）を開催するとともに、児童虐待研修会（3回）を実施し、児童虐待の早期発見と予防に努めている。
- ◆いじめ不登校への対応として教育相談員等（7人）、スクールカウンセラー（4人）の積極的な活用や関係機関との連携を行い、教職員研修会の開催、情報交換、交野警察の協力のもと、生徒指導体制強化を実施している。
- ◆母親・子どもの健康と安全の確保のため、妊婦から乳幼児と対象者に合わせての教室を実施し、親同士の交流や育児不安の解消、孤立しない子育て環境づくり、親育てへの支援を実施している。
- ◆安全な妊娠・出産と新生児の健康確保のために、妊婦健康診査補助（補助回数14回）を実施している。また、こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）を実施し、産後早期に各家庭と関わる機会に努め、より良い育児環境整備支援を実施している。
- ◆思春期保健事業として市内小中学校への性教育に関する啓発物品の貸出しや思春期保健教育を実施するとともに、思春期の相談体制としてスクールカウンセラーの積極的な活用を行っている。また、薬物乱用防止教室を全小・中学校で実施している。
- ◆マタニティー教室や子育てサロン、母子健康手帳交付時において禁煙指導を実施している。
- ◆食育への取り組みとして食中毒防止、幼少期の栄養指導、学童期の食に関する指導、地域事業への出前講座等を実施し、安心・安全な地場産の食材、旬のものを取り入れ、食育指導を実施している。
- ◆発達の支援が必要な子どもの家庭への支援として、やすく健診を実施している。また、保育所や幼稚園入所児に対し、関係機関と連携した支援を実施している。療育機関（機能支援センター）では、個別支援計画を作成し、療育、保護者研修会、障がいの理解や子どもとの関わり等の相談、助言・指導を実施している。保育所では、障がい児保育を実施し、配慮の必要な子どもに対して個別指導計画を作成するとともに、学校を含む関係機関と連携している。
- ◆ライフステージを通じて一貫した支援を行うため、就学支援シートの活用や学童期には専門チームによる巡回相談を実施している。また、障がい児関連施策のネットワークとして、関係機関による交野市子ども健全育成連絡協議会障がい児部会を開催している。

課題と方向性

子ども・子育て支援事業計画 位置づけ

- ◆児童虐待防止対策、
社会的養護体制、
母子家庭及び父子家庭の自立支援の充実 ⇒ P.50、52~53
基本目標1 基本施策3、5に記載
- ◆妊娠から健やかな育児へと切れ目のない支援
及び、ハイリスク妊婦フォロー及び乳幼児健
診未受診フォローの徹底
こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問
事業）により、産後の家庭状況の把握を行い、
早期に必要な支援を行うことを徹底 ⇒ P.47~48
基本目標1 基本施策1に記載
- ◆保護者の問題解決力が高まるよう、健康教育
や親育てへの支援の充実 ⇒ P.47~48
基本目標1 基本施策1に記載
- ◆疾病の早期発見・早期治療等につなげられる
よう、医療に関する情報提供や健診等の継続
実施 ⇒ P.47~48
基本目標1 基本施策1に記載
- ◆市内公立小中学校での思春期保健事業の実施
を通して、各小中学校との連携（相談対応や
情報提供等）を強化
喫煙に関して幼児、保護者、妊婦など様々な
年代に向けての啓発を徹底 ⇒ P.56 基本目標2 基本施策4に記載
- ◆食育に関しては、平成25年度に策定した健
康増進計画及び食育推進計画を踏まえて、関
係機関等との輪を広げ、既存事業の充実及び
拡充 ⇒ P.57 基本目標2 基本施策5に記載
- ◆障がい児のライフステージを通じ、一貫した
障がい福祉理念と仕組みのなかで、障がい施
策の検討及び質の向上 ⇒ P.51~52
基本目標1 基本施策4に記載

4. 子どもの豊かな育ちを支える取り組み

次代の担い手である子どもたちに「生きる力」を育むため、家庭、学校、地域が連携して子育て環境を充実させていくことが重要なことから、家庭、学校、地域の教育力を向上させることによって子どもの生きる力の育成を図り、子どもの豊かな育ちを支える取り組みを推進しました。

現 状

- ◆将来、親となる子ども達に、乳幼児とふれあう場として、職場体験学習（全中学校）やふれあい体験を継続的に実施している。
- ◆男女平等教育推進委員会及び教職員研修会を実施し、男女平等教育の推進を図っている。
- ◆どの子も平等に教育を受けるという視点から幼保一元化の充実に努め、家庭や地域との連携を深めるため、就園前児童を対象に施設開放を実施している。また、就学前児童及びその保護者に絵本のすばらしさを伝える取り組みとして、乳幼児健診時にブックスタートを実施している。
- ◆教職員研修において、教職員の意欲・資質能力の向上と学校組織の活性化のため、研修会を実施している。また、地域に根ざした学校づくりのため学校評議員を委嘱し、学校運営の改善に向けた取り組みを実施するとともに、学校の安全対策として、防犯教室、訓練を実施している。
- ◆教育コミュニティづくりを推進するため、学校外の多様な人材を活用し、フリースペース事業の学び舎キッズなどの放課後子供教室、また学校の応援団として地域が支援する学校支援地域本部事業などを実施している。
- ◆交野市スポーツ推進委員による専門的なスポーツ指導など、親子でスポーツ文化活動を気軽に利用してもらえる機会を多く設けている。
- ◆市民フォーラムを開催し、子育てについて交流しながら学びあえる機会の提供や、「交野おりひめ大学」を含め、子どもが参加できる各種イベントを実施している。
- ◆大阪府子ども家庭センターによる子育て経験者の実体験を交えた家庭教育学級は、子育てに不安をもつ保護者のアドバイザーとして、学級の開催を実施している。

課題と方向性

子ども・子育て支援事業計画 位置づけ

- ◆保育所、幼稚園から就学に向けての連携強化、
子育てを学ぶ機会の充実 ⇒ P.54～56
基本目標2基本施策1～3に記載
- ◆男女共同の子育てを推進 ⇒ P.53 基本目標1基本施策6に記載
- ◆男女共同参画教育の推進のための研修、幼少期からの取り組みの継続実施 ⇒ P.53 基本目標1基本施策6に記載
- ◆職場体験学習、講習会等の継続実施 ⇒ P.56 基本目標2基本施策3に記載
- ◆スポーツ・文化活動の推進、図書館活動の推進 ⇒ P.58 基本目標2基本施策7に記載



5. 安心・安全でうるおいのある生活環境づくりへの取り組み

子育てを安心して行うことができるよう、公共施設等において子どもの視点を盛り込んだバリアフリーのまちづくりを推進するとともに、ゆとりとうるおいが感じられる子育て環境づくりに努める。

また、交通安全対策や防犯対策に取り組み、子どもが犯罪に巻き込まれないよう地域住民とともに安心・安全のまちづくりを推進しました。

現 状

- ◆子育てにやさしいまちをめざし、公共施設に授乳室等を設置し、ハード面の整備を行っている。また、遊び場情報として、「織姫ねっと☆」に地図と写真で情報発信を実施している。
- ◆景観法に基づく景観行政団体の認定を受け、より良い景観施策の検討を進め、安全な住宅対策として、耐震診断、耐震改修補助を実施している。
- ◆子どもへの交通安全教室や子どもを犯罪から守るために活動として、子ども 110 番の周知、防犯教室、非行防止教室等を実施し、子どもを地域で見守る取り組みとして、下校時の見守り等を実施している。

課題と方向性

子ども・子育て支援事業計画

位置づけ

- ◆景観法に基づき、良好な景観、まちづくりの推進 ⇒ P.63 基本目標3基本施策6に記載
- ◆道路の整備及び交通安全の推進 ⇒ P.63 基本目標3基本施策6に記載
- ◆防犯教室、設備整備、子どもの見守り活動の継続実施 ⇒ P.63 基本目標3基本施策6に記載
- ◆相談体制の充実、地域での子どもの見守り活動の継続実施 ⇒ P.63 基本目標3基本施策6に記載

第4章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

少子化の進行に伴う子育て環境は、女性の社会参加に伴う共働き世帯の増加などをはじめ、地域のつながりの希薄化を背景とし、子育てに対する負担感や孤独感を感じる親が増えてきており、子どもの健全な育成に大きな影響を与えています。そのような中で、子どもが健やかに成長できるよう、家庭や地域、学校、園（所）などが子どもの視点に立ち、子どもたちの権利が十分に尊重される子育て社会をつくりあげていくことが求められています。

このような状況に対応していくため、本計画では、これまでに推進してきた「子らの笑顔 みんなの宝 子育て応援プラン～交野市次世代育成支援行動計画（後期計画）～」の基本理念、基本視点を継承し、地域全体で子どもや子育て家庭への理解を深め支援し、安全で安心して子育てができる環境を整えるとともに、すべての子どもが心豊かに育ち、併せて、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てできるまちをめざします。

子どもは、未来のまちの担い手です。

次代の主役である子どもの育ち、子育てを地域全体であたたかく応援し見守っていくことは、“かたの”の元気、活力へつながっていきます。未来に、元気、笑顔があふれるまちづくりをめざして、下記を計画の基本理念として定めます。

**子どもいっぱい 元気な“かたの”
～ 子育ち 子育て 地域の和（なごみ）～**

2 基本目標

本計画では、基本理念を実現するための施策の柱として、以下の3つの基本目標を掲げ、子ども・子育て支援を進めます。

【基本目標1】

すべての子育て家庭を支える まちづくり

核家族化の進行と地域社会の連帯感の希薄により、育児のための知識や技術が親から子へ、または地域住民同士の間で伝えられにくくなり、若い親は相談相手もないまま子育てに取り組まなければならず、育児をする母親が孤立してしまい、育児不安やストレスに悩む例が増えており、こうした育児不安を背景に児童虐待などが大きな社会問題を招いています。

安心とゆとりをもって子育てを楽しむためには、子育てについて学ぶとともに、子育て支援サービスなどの情報を活用し、それぞれにあったサービスを上手く活用することが必要となります。

すべての子どもと親へ、妊娠から出産、育児、教育と切れ目のない子育て支援を行うことで、安心し、楽しみながら子育てができるまちづくりを推進します。

【基本目標2】

子どもの育ちを支える まちづくり

自己の確立が未発達な子どもが多いといわれている昨今、子どもが自立心をもって健全に育成されることが重要となってきています。そのために、子どもの生活の主体である家庭、学校、地域が連携して、それぞれの力を最大限に發揮して子どもの教育の活性化を図ることが重要です。

次代を担う子どもたちが、自らの意思で「生きる力」を身につけ、まちの活力と未来を支える人材としての「情（こころ）」を育める、まちづくりを推進します。

【基本目標3】

地域ぐるみの子育ち・子育て支援が豊かな まちづくり

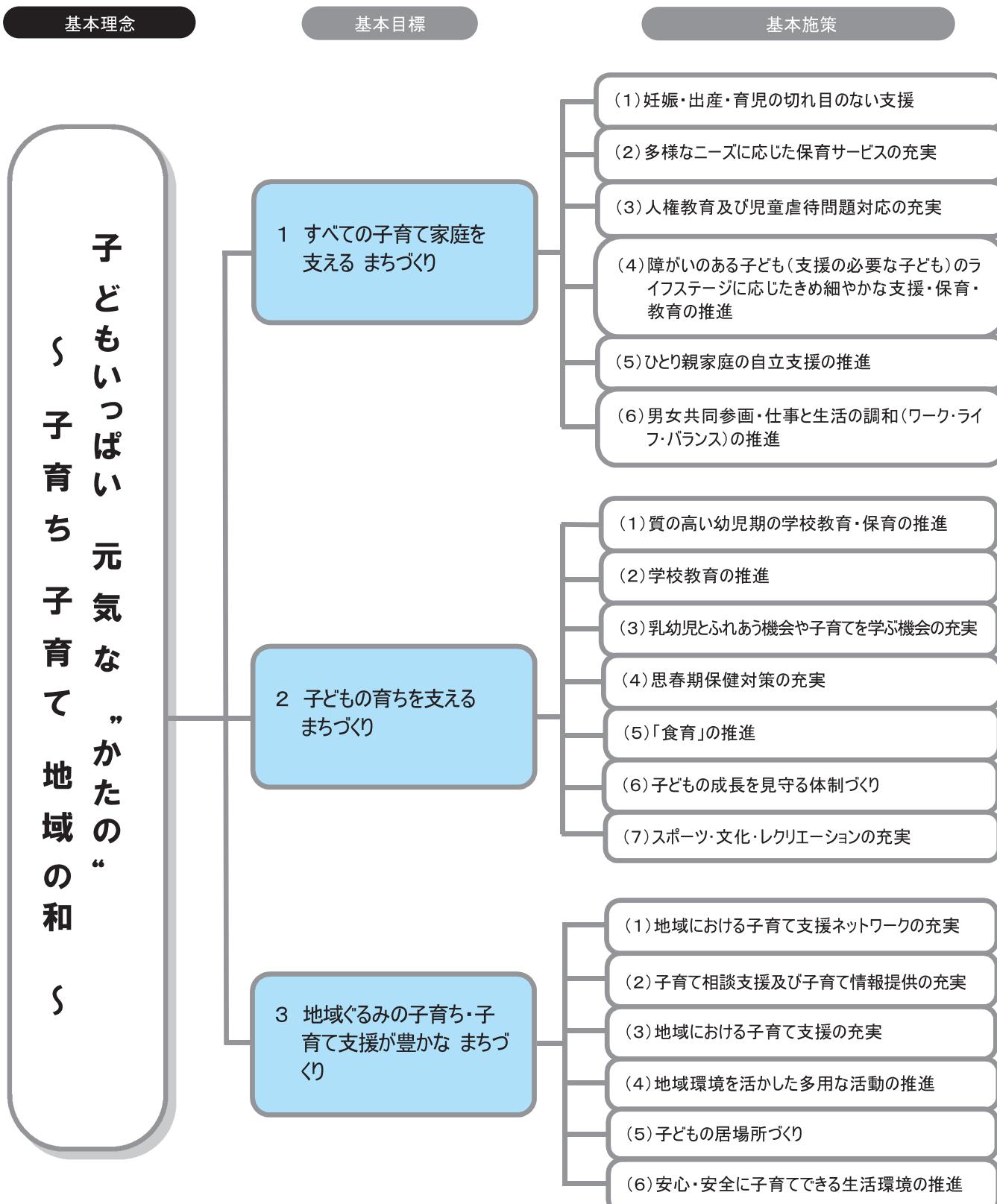
地域の支え合い機能が希薄化するなか、すべての家庭の子育てと子育ちを地域全体として支えていくため、「地域の子どもは地域で育てる」という地域の子育て・子育ちに対する意識の向上を図り、地域全体で子どもの健全な成長を見守り、子育て家庭の支援を図ることが重要です。

子育て・子育ちに関わる多様な人材、組織などの社会資源が効果的に連携できるよう子育て支援のネットワークを強化し、地域全体で子育てを支えるまちづくりを推進します。

3 施策の体系

【子らの笑顔、みんなの宝 “かたの”子育て応援プラン
～交野市次世代育成支援行動計画(後期計画)～ を引き継いだ施策展開】

☆子どもたち自身の“子育ち”的視点 ☆子育てをする人・家庭の“子育て”的視点 ☆地域の“和”的視点



第5章

施策の展開

基本目標1 すべての子育て家庭を支える まちづくり

基本施策1 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

核家族化の進行や地域の人間関係の希薄化などの影響により、出産後から育児に慣れるまでの間、新生児期の子育てに不安を感じる母親は多く、妊娠出産期における育児不安の解消を図るための支援が必要です。

妊婦に対する妊娠初期からの保健指導と健康管理を行い、妊婦健診、妊娠婦訪問、新生児訪問、母子健康教育、各種相談事業などを実施するとともに、母子相談事業の充実及び育児情報の提供を図り、孤立しないで子育てができる環境づくり・まちづくり・親づくりに努めます。

また、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を行い、より良い育児環境整備、健康づくりへの支援、医療体制の充実に努めます。

No.	具体的な取り組み	内 容	担 当 課	
1	妊婦健康診査事業	母子ともに健やかな出産を迎えるにあたり、全ての妊婦が妊婦健康診査を国が定める望ましい基準に基づき適正に受けられる費用助成を実施します。	健康増進課	継続
2	乳幼児健康診査事業	乳児一般健康診査及び乳児後期健康診査の受診勧奨を促すとともに、集団健診では小児科診察、歯科健診のほか育児相談、栄養相談など育児不安の軽減を目的とする相談を実施し、必要に応じて、継続的な支援の充実に努めます。	健康増進課	継続
3	こんにちは赤ちゃん訪問 (乳児家庭全戸訪問事業)	0～4か月未満の乳児のいる全ての家庭を対象に助産師、保健師、民生委員児童委員、主任児童委員が訪問し、育児相談や地域の情報提供を実施します。	健康増進課	継続
4	産後ケア事業の実施に向け検討	産後のショートステイ(宿泊型)とデイケア(日帰り型)事業として、助産師等による母子の心身ケアや授乳指導・育児相談等の事業の実施に向け検討を行います。	健康増進課	新規 (検討)
5	親の子育て力の強化	妊娠・出産・育児の切れ目のない支援として、子育ての不安や負担の軽減を図るため、妊娠期から学童期まで、一貫した学習機会の充実に努めます。 ◆親子の絆、親同士の仲間づくり、子育てに必要な知識の習得を目的とした学習機会の提供 ・「マタニティ教室」 ・「ミルキィベビー教室」 ・「育児不安等の支援教室」 ◆公立幼稚園、地域子育て支援センター等において、保護者が子育てを学ぶ場の提供 ・「わくわく子育て教室」 ・「ぐんぐん教室」	健康増進課 子育て支援課 機能支援センター 社会教育課 図書館	拡充

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
		<p>◆学童期に実施する、親が子育てについて学ぶ機会、親学習、親の力を育む学習機会を提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「家庭教育学級」 ・「子育て親学び講座」 <p>◆絵本を介して、親子の触れ合いを学ぶ機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ブックスタート事業」 	健康増進課 子育て支援課 機能支援センター 社会教育課 図書館	拡充
6	地域医療環境	救急・夜間医療機関の情報提供 疾病予防・早期発見等の促進 予防接種制度の情報提供や接種奨励 電話相談の充実	健康増進課	継続
7	産前産後の保育所利用促進	2人目以降の出産時に、その兄弟姉妹を対象に産前産後も定員に空きがあった場合は保育所での受け入れを実施します。	こども園課	継続
8	子育て家庭の経済的負担の軽減	<p>子育てに関する経済的負担の軽減を図り、子どもの育ちを支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当 ・こども医療費助成制度 ・未熟児養育医療給付制度 ・私立幼稚園就園奨励費補助金 ・公立小・中学校就学援助 	子育て支援課 こども園課 学校管理課	継続

基本施策2 多様なニーズに応じた保育サービスの充実

社会経済情勢の変化とともに共働き家庭は増加し、就業構造の変化、就労形態の多様化により保育サービスへのニーズも多様化してきていることから、多様なニーズに応じた保育サービスの体制づくりが必要です。

本計画に基づき、将来における提供区域毎の保育ニーズを踏まえ、施設型給付・地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業により、多様な教育・保育サービスを提供し、待機児童の解消をめざします。

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
1	施設型給付による、保育所、幼稚園、認定こども園の充実	施設型給付による、保育所、幼稚園、認定こども園の充実を図ります。また、新制度における認定こども園の普及に努めます。	こども園課	拡充
2	地域型保育給付による保育サービスの提供	地域型保育給付については、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の普及により、地域の子育て支援サービスの充実を図ります。	こども園課	新規
3	公立幼児園の体制	幼保一元化から認定こども園への移行について、子ども・子育て会議等で検討を行います。	こども園課	検討

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
4	利用者支援事業	子ども及びその保護者が、多様な教育・保育サービスや、地域子ども・子育て支援事業（子育て支援拠点、一時預かり等）の中から適切なものを選択し、円滑に利用できる相談支援体制を構築します。	こども園課 子育て支援課	新規
5	地域子育て支援拠点事業	子育ての相談や遊び場、情報交換、子育て講座、イベント等を実施します。また、地域の子育て支援団体、子育てサロン、子育てサークル等との連携を強化し、子育て家庭と地域をつなぐ子育て支援拠点として充実します。 ・交野市立地域子育て支援センター ・星田地域子育て支援センター ・ぱらりすひろば ・つどいの広場	子育て支援課	拡充
6	子育て短期支援事業	病気・出産・看護・冠婚葬祭・出張などで、保護者が夜間も留守になるほか、育児疲れなど、一時的に子どもの保育ができないときに、指定した施設で一定期間、子どもの預かりを行うとともに、制度の周知徹底を図り適切な利用を促します。	子育て支援課	継続
7	一時預かり事業	保護者の就労形態の多様化に伴う短時間及び継続的な保育や保護者の疾病・通院等による緊急時の一時的な保育、また保護者のリフレッシュ及び冠婚葬祭等による保育需要に対応するため、市内の幼稚園等において一時預かり事業を実施するとともに、拡充に向けた検討を行う。	こども園課 子育て支援課	拡充
8	延長保育事業	保育所に通う児童で、延長保育を必要とする児童を保育する。	こども園課	継続
9	病児・病後児保育事業	病気の症状安定期や病気回復期にあり集団保育等が困難で、かつ保護者が就労等により児童を家庭で養育することができない期間に一時的に保育・看護を実施します。	子育て支援課 こども園課	新規
10	放課後児童健全育成事業	保護者の就労等により専門家庭にいない児童を対象に、その安全を確保し適切な遊びと生活の場を提供することにより児童の健全な育成を助長するため、放課後児童会を実施します。	青少年育成課	拡充
11	保育所・幼稚園の環境整備	地域における子育ての拠点として、また子どもがのびのびと成長できる場として安心、安全に過ごせる環境整備に努めます。また、既存の公立保育所・幼稚園が設立より40年以上経過しているため、施設整備など安全確保等に努めます。	こども園課	継続

基本施策3 人権教育 及び 児童虐待問題対応の充実

子どもたちは健康に生まれ、健やかに成長する権利をもっており、あらゆる種類の差別や虐待から守らなければなりません。また、児童虐待は、子どもの生命や心身の発達に重大な影響を与え、子どもの人権を侵害する行為であることから、児童虐待問題対応の機能強化が必要です。

本市が取り組む様々な事業、関係機関が有機的な連携を図り被虐待児童の援助システムを検討するとともに、児童虐待の予防・早期発見、早期対応、保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援を行うため、交野市要保護児童対策地域協議会の機能を強化します。

また、児童虐待やいじめ、DV（配偶者からの暴力）等の予防的な取り組みとして人権教育・啓発を推進し、人権が尊重されるまちづくりに取り組みます。

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
1	要保護児童対策地域協議会（虐待ネットワーク事業）	要保護児童対策地域協議会（虐待ネットワーク事業）を運営し、医療・福祉・保健・教育・警察など地域の関係機関の連携強化により児童虐待の早期発見・早期解決を図ります。	子育て支援課 関係各課	継続
2	児童虐待防止研修会（関係機関研修、市民研修、実務者研修）	児童虐待防止推進月間には、市民向けの研修会、啓発活動等により、児童虐待防止に取り組みます。また、定期的に関係機関研修会、実務者向け研修会を開催し、虐待ネットワークの連携強化を図ります。	子育て支援課	継続
3	児童虐待の相談事業	児童虐待相談の対応について、家庭児童相談室（ゆうゆうセンター子育て支援課内）、健康増進課、大阪府中央子ども家庭センター、交野市教育センター、大阪府四條畷保健所、地域の民生委員児童委員、主任児童委員と連携を図り、円滑な対応を図ります。また、母子保健事業においては、妊婦・乳幼児健康診査、乳幼児健診における未受診者への訪問、マタニティー教室、育児相談、妊娠期からの支援などを通じ、虐待の発生予防、早期発見に努めます。	子育て支援課 健康増進課 指導課 関係各課	継続
4	養育支援訪問事業	母子保健事業と連携を密にし、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するために育児支援、家事援助、相談・助言を実施します。	子育て支援課 健康増進課	拡充
5	人権教育・啓発事業	女性のための相談、DV、夫婦・家庭内問題などを扱い、人権なんでも相談及び人権擁護委員による相談、人権教育、啓発を推進します。 ・人権教育ブックレットの配布 ・男女平等教育推進委員会の開催	人権と暮らしの相談課 指導課	継続

基本施策4 障がいのある子ども（支援の必要な子ども）の ライフステージに応じたきめ細やかな支援・保育・教育の推進

「交野市第3期障がい福祉計画」に基づき、障がい福祉サービスの提供を行ってきましたが、次期計画では、サービス提供体制の一層の整備と質の確保に努めます。

障がいのある子どもの健やかな発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、保育所、幼稚園、小学校、機能支援センターや関係機関等が連携し、ライフステージを一貫して支援できる体制づくりの充実を図ります。

また、発達障がいに関する相談と対応へのニーズが高まっていることから、関係各課、関係機関、サービス提供事業所との連携強化や、相談支援体制の確保を図るとともに、発達障がいを含めた障がいに対する市民の理解を深める取り組みを推進します。

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
1	療育機関、幼稚園、保育所、小学校と一緒に貫いた支援教育	ライフステージを一貫して支援できる体制づくりとして、就学前に実施している巡回相談、療育相談事業と学童期を繋ぐ仕組みを構築します。	指導課 健康増進課 こども園課 子育て支援課 機能支援センター	拡充
2	機能支援センター（こどもゆうゆうセンター）事業	一人ひとりの状態に対応した療育や機能訓練を実施し、発達支援の必要な子ども達への療育の充実を図るとともに、育児の主体となる保護者への子育て支援体制の確立について、関係各課や関係機関と連携を強化し、より一層事業の充実に努めます。	機能支援センター	拡充
3	障がい児保育	関係機関と連携を密にして、配慮の必要な子どもに対して個別の指導計画を作成し、一人ひとりに必要な保育を実施します。	こども園課	継続
4	障がい児教育	支援学校とリーディングチームの連携・協働による巡回相談の促進及び研修企画等を行い、教育の内容の充実、教職員の質の向上に努めます。	指導課	拡充
5	巡回相談事業	保育所や幼稚園等の集団生活の場に心理発達相談員が出向き、子どもの発育及び発達の課題を見極め、必要とする支援の内容と方法を明確にし、保護者と支援する者（保育士・幼稚園教諭及び関係職員）の相談と助言を行っています。今後、更なる取り組みとして、幼児期から学童期をつなぐ一貫した支援体制を構築します。	子育て支援課	拡充
6	放課後児童会への障がい児の受入	障がい児等の受入体制を整備し、受け入れを促進します。	青少年育成課	継続

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
7	障がい児に対する福祉サービス等	障がい児等の日常生活及び社会生活を総合的かつ計画的に支援し、地域の中で自立した生活を送ることができるよう適切なサービスの提供に努めます。 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・計画相談支援、障がい児相談支援 ・日中一時支援事業 ・移動支援事業 ・通学移動支援事業	障がい福祉課 機能支援センター	拡充
8	障がい児関連施策のネットワーク	関係機関の連携強化のため、子ども健全育成連絡協議会障がい児部会を開催します。	障がい福祉課 関係各課	継続
9	障がい児支援にかかる職員の資質の向上	障がい児支援にかかる職員が障がいを理解し、障がい児にとって最善の療育・保育・教育が提供できるように、大阪府等が実施する各種研修会へ参加する等、研修機会の充実を図り、職員の資質向上に努めます。 ・支援学級担当教員等の専門性の向上及び支援教育への理解の促進のための研修を実施	機能支援センター 健康増進課 指導課 こども園課 子育て支援課 障がい福祉課	拡充
10	障がいのある子どもの経済的負担の軽減	子育てに関する経済的負担の軽減を図り、子どもの育ちを支援します。 ・特別児童扶養手当 ・小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付 ・育成医療 ・障がい児福祉手当 ・交野市心身障がい者（児）介護手当 ・大阪府重度障がい者（児）介護手当	子育て支援課 障がい福祉課	継続

基本施策5 ひとり親家庭の自立支援の推進

大阪府の離婚率は減少傾向にありますが、本市における離婚件数は増減を繰り返しています。子どもを取り巻く環境も変化しつつあり、このような離婚の増加は、子どもを取り巻く環境に変化をもたらしています。

ひとり親家庭では、育児や家事の負担も大きく、経済的な援助ばかりでなく、育児相談や家事援助など在宅支援なども必要となることから、自立に向けた生活支援などの充実に努めます。

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
1	相談機能・情報提供の充実	生活面及び就業面等に関する様々な悩みについて相談を受け、支援策等に関する情報提供を行うとともに、支援機関等に適切につなぐ相談機能の充実を図ります。 ・母子・父子自立支援員等による相談事業 ・広報紙やホームページ等を活用した情報提供の充実	子育て支援課	継続

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
2	就労支援	<p>自立した生活を送ることができるよう、職業能力の向上のための訓練、効果的な職業あっせん、就業機会の創設など、安定的な収入を得るために職業面における支援の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金等） ・母子家庭等就労・自立支援事業 	子育て支援課	継続
3	子育てをはじめとした生活支援	<p>安心して子育てを行えるとともに、就業及び就業に向けた職業訓練を受けることができるよう、保育所への入所、多様な保育・子育て支援サービス等、関係機関との連携のもと、生活面への支援に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活支援事業 ・母子生活支援施設を活用した生活支援、自立支援 ・保育所の入所に関する配慮及び延長保育、子育て短期支援事業、一時預かり事業、放課後児童会等の利用体制の充実 ・ハローワークとの連携及び情報提供により、就労機能の若者や子育て中の女性を応援します。 	子育て支援課 こども園課 青少年育成課 人権と暮らしの相談課	継続
4	ひとり親家庭の経済的負担の軽減	<p>各種経済的支援策に関する情報提供に努めるほか、適正な貸付・給付を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の適切な給付業務 ・ひとり親家庭等医療費助成の実施 ・母子・父子及び寡婦福祉資金貸付金の適切な貸付業務 	子育て支援課	継続

基本施策6 男女共同参画・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

夫婦共働き世帯が増加し、本市の女性就業率も増加傾向にあることから、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）のとれた、持続可能な環境づくりが必要となっています。「男女共同参画社会基本法」における基本的な視点をもって、交野市男女共同参画計画に基づき、働きながら子育てをする人を理解し、子育てを支援する職場環境の意識を醸成するとともに、子育てをしやすい職場環境の整備について啓発を継続します。

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
1	男女共同参画、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する意識の啓発	交野市男女共同参画計画に基づく取り組みを推進します。また、国・府などの関係機関と連携のもと、育児や介護、就労における、パワハラ・セクハラ・性別などによる働きにくさに対する意識の啓発を市民に対して行い、人権尊重や公正採用に積極的に取り組み市内の事業所とともに啓発を実施します。	人権と暮らしの相談課	継続

基本目標2 子どもの育ちを支える まちづくり

基本施策1 質の高い幼児期の学校教育・保育の推進

幼稚園教育要領、保育所保育指針並びに小学校学習指導要領には、幼稚園・保育所と小学校の連携及び円滑な接続の重要性が示されています。本市では交野市学校教育ビジョンにも取り組みが掲げられており、教育委員会、小学校、公私立幼稚園・保育所の連携を一層進め、円滑な接続に努めるとともに、就学前教育の質の向上に取り組みます。

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
1	子どもの発達、成長過程に応じた幼児期の学校教育・保育の推進	<p>子どもの発達、成長過程に応じたきめ細やかな幼児期の学校教育・保育を進め、生活や遊びを通して生きる力の基礎を育みます。また、私立の幼稚園と保育所との連携を強めるための取り組みも進めます。</p> <p>また近年、発達に課題のある子どもへの巡回相談など積極的に関係課等と連携を取りながら、小学校へつないでいきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育計画・指導計画 ・幼児園教室等 ・巡回相談 	こども園課 子育て支援課	継続
2	保育所・幼稚園・家庭・地域での連携推進	<p>家庭状況の多様化に対応し、子どもの育ちを支え、家庭の養育力を高め、協力して保育を進めています。</p> <p>公立幼稚園では、家庭を取り巻く地域に根ざした特色ある園をめざすため、保護者や地域の意見を園の運営に反映させるよう努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園庭開放 ・地域活動事業（運動会など） 	こども園課	継続
3	保育所・幼稚園の職員の資質向上	職員の資質の向上を図るため、大阪府等が実施する各種研修会への参加を促し、安心して子どもを預けられる幼稚園・保育所をめざすとともに、保育士・幼稚園教諭の交流研修会や合同研修会などを行い、互いの専門性が高めあえるよう、就学前教育や乳児期の保育環境等の研修を実施します。	こども園課	継続
4	評価による保育の質の向上	公立幼稚園では、職員、保護者により保育士、幼稚園教諭に対する教育・保育の評価を行い、運営の改善や幼児期の教育・保育の向上に努めている。今後、相互評価や第三者による評価に向けた検討（学校評議員会の設置等）を行い、更なる幼児期の学校教育・保育の質の向上に努めます。	こども園課	継続

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
5	幼児教育の充実	幼稚園や保育所において、幼児期からの心を育む保育や教育を推進するとともに、小学校生活に円滑な移行を図り、また幼保小の連携による質の高い保育・教育を受けることができるよう取り組みます。そのため、各部局が連携し、接続した支援が可能となるシステムづくりに努めます。	指導課 こども園課	継続
6	幼保小の円滑な接続	幼稚園、保育所、小学校との円滑な接続に向け、子ども同士の交流活動や職員の合同研修等を行い、教育内容や教育環境等の充実や改善を図るとともに、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を推進します。	指導課 こども園課	継続
7	幼稚園、保育所と小・中学校の連携の促進	幼・保・小連絡協議会において、研修会の開催等により保育活動と学校教育についての相互連携の深化及び交流を促進します。	指導課 こども園課	拡充
8	幼稚園、保育所と小・中学校との交流の推進	行事交流、入学体験等を通した幼児との交流を促進し、中学校の職場体験学習等による生徒と幼児との交流を促進します。	指導課 こども園課	継続
9	小・中学校における指導と支援の充実	子どもの生活及び発達や学びの連続性を踏まえた合同研修の実施や相互授業参観の実施、子どもの個々のニーズに応じた支援を実施します。	指導課	継続

基本施策2 学校教育の推進

交野市学校教育ビジョンに基づく取り組みとして、各小中学校においては、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個々に応じた教育を推進するため、少人数指導の実施、指導方法の工夫・改善を図っています。また、子どもの興味・関心に応じた魅力ある授業を展開するため、地域のボランティアをはじめ学校外の多様な人材を効果的に活用しています。さらに、子どもの豊かな心を育むため、自然体験活動や社会体験活動など、豊かな体験による内面に根ざした道徳性の育成に努めています。

今後も引き続き学校で様々な体験活動を実施し、地域のボランティアとの交流を通じて、異なる世代間での交流を促し、より一層豊かな心を育んでいきます。

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
1	確かな学力の育成	・少人数学級整備充実支援事業 ・ICT機器の整備 ・教職員研修の実施	指導課	拡充
2	道徳教育、人権尊重の教育、キャリア教育	・全体指導計画の見直し ・教職員研修の実施 ・担当教員連絡協議会の実施	指導課	継続
3	生徒指導	・相談体制の充実と校内体制の支援 ・教職員研修の実施 ・「こころとからだのアンケート」の実施	指導課	継続
4	読書環境の充実	・学校図書館支援事業の充実 ・学校図書館司書の配置及び授業における学校図書館の活用	図書館 指導課	拡充

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
5	学校ボランティアの人材活用	全小・中学校において放課後学習、部活動指導等に地域のボランティアを活用します。	指導課 社会教育課 青少年育成課	継続
6	男女平等教育の推進	男女平等教育にかかる実践交流、教職員研修を実施します。	指導課	継続

基本施策3 乳幼児とふれあう機会や子育てを学ぶ機会の充実

少子化の進行や地域社会のつながりの希薄化などにより、子どもが年齢の低い妹弟の世話をしたり、近所の子どもたちと遊んだりするなど就学前児童とふれあう機会が減少しています。

次代の担い手である子どもたちに「生きる力」を育むためには、家庭、学校、地域が連携して子育て環境を充実させていくことが必要です。

家庭、学校、地域の教育力を向上させることによって子どもの生きる力の育成を図り、子どもの豊かな育ちを支える取り組みを推進します。

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
1	キャリア教育（職場体験学習）	全中学校で職場体験学習を実施し、全小・中学校が連携したキャリア教育を実施します。	指導課	継続
2	地域子育て支援事業	子育て中の親子が集う場において、中学生等が乳幼児についての知識・理解を深める事を目的とした、ふれあい体験等を実施し、異世代間の相互理解を深める取り組みを実施します。	子育て支援課	新規

基本施策4 思春期保健対策の充実

思春期における性教育は、平成14年度からPTA会員を対象に思春期講座を開催し、平成15年度より全校全学年を対象に実施しています。性及びエイズ等性病予防に関する教育は、人権尊重・男女平等の精神を基盤として、すべての教育活動を通じて計画的な指導を図っています。今後、保健・医療・教育との連携をさらに強化し、喫煙、飲酒、薬物の乱用などの防止に向けた啓発も含めて、包括的に取り組むとともに、思春期におけるこころの問題にかかわる相談体制の充実に努めます。

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
1	思春期における健康教育	いのちや性、喫煙、飲酒、薬物の乱用防止等に関する教育の充実を図ります。	健康増進課 指導課	継続
2	相談体制の充実	各中学校にスクールカウンセラー、市教育センターにセンター職員・教育相談員・ピアサポーターを配置します。	指導課	拡充

基本施策5 「食育」の推進

栄養バランスに配慮した規則正しい食生活を身につけられるよう、妊娠中から食生活の改善に向けて、知識・技術の習得を促します。

また、家庭と地域で行う食育の周知と実践を推進するため、食に係る関係機関・団体などと連携を深め、食育を推進するネットワークづくりを進めます。

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
1	食育推進計画の推進	食育推進計画に基づく取り組みを推進します。 • 家庭における食育の充実 • 保育所・幼稚園・学校における食育の充実 • 保育所・幼稚園・学校の給食の充実 • 食の安全に関する情報提供 • 健康リーダーの養成及び育成 • 食育を推進する関係機関とのネットワークづくり	健康増進課 こども園課 幼児園 指導課 給食センター 土木建設課	拡充

基本施策6 子どもの成長を見守る体制づくり

子どもの社会性を育むため、学校・行政・家庭・地域等が連携を深め、それぞれの役割分担により協働し、子どもの成長を見守る、安心・安全な子育て環境の体制づくりに努めます。

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
1	教育コミュニティづくりの推進	学校支援地域本部事業を充実し、各学校において、校区子どもを育てる会を中心として花壇整備、あいさつ運動、学習補助等の取り組みを実施します。	指導課 社会教育課	継続
2	学校評議員の活用	地域に根ざした学校づくりのために学校評議員を委嘱し、学校運営の改善に向けた取り組みを実施します。	指導課	継続
3	安全教育の推進	警察等と連携した学校の安全対策として防犯教室、訓練等を実施します。	指導課 地域安心課	継続

基本施策7 スポーツ・文化・レクリエーションの充実

子どもたちの多様なスポーツ・文化ニーズに応じ、各種スポーツ教室や体育行事の開催、講師や活動場所の提供などの支援に努め、子どもの身心ともに健全な育成を推進します。また、図書館等でおはなし会、絵本の読み聞かせについての講座などを引き続き実施し、絵本を通しての子どもの成長を支援します。

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
1	地域文化活動の推進	各種教室、講座等を推進します。 ・文化教室	社会教育課	継続
2	地域におけるスポーツ活動の推進	市民のニーズに応じた各種スポーツ教室や、体育行事の開催をし、身心ともに健全な育成を図ります。 ・青少年スポーツ活動機会の支援	社会教育課	継続
3	地域家庭文庫活動への支援	各文庫（6か所）へ 70 冊ずつ新刊図書を提供し支援します。	図書館	継続
4	図書館活動の充実	図書館活動を通じて、子どもの成長を支援します。 ・おはなし会 ・おたのしみ会 ・ビデオ上映会 ・ブンブン劇場 ・職員出前講座 ・訪問おはなし会	図書館	継続



基本目標3 地域ぐるみの子育ち・子育て支援が豊かな まちづくり

基本施策1 地域における子育て支援ネットワークの充実

地域社会全体で子どもの成長を見守り、子育て家庭を支えるためには、地域の子育て支援活動等がそれぞれの活動を尊重し理解して情報を共有し連携できる地域の子育て支援の仕組みづくりが必要です。子育て支援のネットワーク強化に今後も取り組み、子育て家庭を地域全体で支え合うという意識の定着を図ります。また、子育て中の保護者の活動支援を行い、保護者同士の交流ネットワークの支援に努めます。

【子育てを支えるまちづくり】イメージ図



No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
1	子育て支援者交流会	市域で活動する子育て支援活動をする団体等を対象に交流会、講演会等を継続実施します。また、地域活動である地区交流会へ参画し推進します。	子育て支援課	継続
2	子育て自主サークル活動支援	子育て中の保護者の活動支援として、子育て自主サークルの活動を支援します。	子育て支援課	継続
3	子育て支援員(仮称)の育成	子育て支援分野に従事するために必要な研修を提供し、研修を修了した者を「子育て支援員(仮称)」として認定し、地域の子育て支援活動の担い手の人材の養成を行います。	子育て支援課	新規

基本施策2 子育て相談支援及び子育て情報提供の充実

新制度による多様な教育・保育ニーズへの対応として、子育ての悩みなど子育てに関する事業やサービスについて、相談体制の充実が必要です。

子育て家庭のそれぞれの状況に応じて相談しやすい体制を整備するとともに、多様化する相談への対応を図るため、相談員の専門性の向上を図ります。

また、必要な家庭へ確実に子育ての情報が伝わるよう、これまで行っている情報提供の見直しや新たな手段による提供など、効果的な情報提供を実施します。

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
1	利用者支援事業	子ども及びその保護者が、多様な教育・保育サービスや、地域子ども・子育て支援事業（子育て支援拠点、一時預かり等）の中から適切なものを見つめ、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を実施します。	こども園課 子育て支援課	新規
2	子育て支援情報提供	母子健康手帳配布時の情報提供、こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）、転入時に「子育てマップ」、広報等の各種媒体と子育て情報を一元的に提供するWebサイトの地域ポータルサイト「織姫ねっと☆」への子育て支援情報提供及び情報発信を効果的に組み合せ、子育て情報提供体制を継続して実施します。	子育て支援課 関係各課	継続

基本施策3 地域における子育て支援の充実

子育てについての第一義的責任は保護者にありますが、社会環境の変化を踏まえ、子ども連れで気軽に出来られる場や安心して子育てができるよう、子育てに対する負担感、不安感を軽減できるように地域や社会が寄り添い、子育て支援するとともに、親の成長を支援することが必要です。

地域の子育て支援活動の充実を図るとともに、地域の中で子育て支援者との出会いを通じて安心して子どもを育てていくことができるよう、地域の中でつながり合う子育て支援を推進します。

また、地域の人生経験豊かな方たちの協力を得て、交野の歴史や伝承遊び等の世代間交流活動事業を継続実施します。

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
1	地域子育て支援拠点事業 (再掲)	子育ての相談や遊び場・情報交換、子育て講座、イベント等を実施します。地域の子育て支援団体、子育てサロン、子育てサークル等との連携を強化し、子育て家庭と地域をつなぐ子育て支援拠点として充実します。 ・交野市立地域子育て支援センター ・星田地域子育て支援センター ・ぼらりすひろば ・つどいの広場	子育て支援課	拡充
2	保育所・幼稚園の子育て支援事業	入所児の保護者ならびに地域の在宅子育て家庭を対象に、園庭・室内開放等を行い、就学前親子が遊び、ふれあい、学び合い、子育ての経験や悩みを共有できる取り組みを実施します。	こども園課 子育て支援課	継続
3	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を行いたい人と子育ての援助を受けたい人が会員となり、子どもの送迎(保育所、幼稚園等、小学校等)や子どもの預かり等、地域で子育てについての助け合いを行う仕組みを運営します。	子育て支援課	継続
4	保育所、幼稚園等における世代間交流の取り組み	地域の人生経験豊かな方達の協力で、伝承遊びや季節行事、環境などをテーマに世代間交流を実施します。	こども園課	継続
5	地域の交流の機会の充実	子育て中の親子、高齢者や障がい者が集う「誰でも集えるサロン」の活動を行い、顔が見え、気軽に声がかけあえる関係づくりを広げるとともに、校区福祉委員会活動、世代間交流事業を支援します。 また、地域の交流の場として、機能支援センターの施設開放として、おもちゃと友達と出会う場「アリス」を実施し、ものづくり体験等を通じ、子ども達との交流機会を促進します。	福祉総務室 (社会福祉協議会) 機能支援センター みんなの活力課	継続

基本施策4 地域環境を活かした多様な活動の推進

本市は都市部に近い地域でありながら、多くの河川の恩恵を受けて農地が広がり、緑豊かな環境に恵まれていますが、子どもたちがこの自然豊かな環境に触れる機会は減りつつあります。

この豊かな自然環境を活かした活動を通じて、こころと感性を培っていけるよう豊かな自然環境を生かした地域での子育て活動の充実と、豊かな自然環境を次世代へと継承していく取り組みに努めます。

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
1	農業とふれあう機会の提供	農との心れあいツアー、農業まつりの開催支援等を行い、農業が身近に感じられる取り組みを実施します。	土木建設課	継続
2	子どもへの自然環境保全の伝承	教室、交流会等を実施します。 ・夏休み環境教室の開催 ・かたの環境講座 ・いきものふれあいセンター事業 ・環境基本計画 ・ビートルレンジャー	みどり環境課	継続
3	子ども会活動への支援	子ども会活動を支援します。	青少年育成課	継続
4	子どもに関する地域活動情報の提供	子どもに関する地域活動情報の提供に努めます。	青少年育成課	継続

基本施策5 子どもの居場所づくり

子どもたちの遊び場や自然に接する機会などが年々減少しています。すべての子どもが、健やかに成長するよう、子どもが安全に過ごせる居場所づくりが必要です。

放課後・休日等の子どもの居場所づくりを推進し、家庭・地域・学校等が連携して子どもの健やかな育ちを支援します。

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
1	公園等の維持管理	地域と協力・連携し、維持管理に向けての取り組みを実施します。	土木建設課	継続
2	既存施設の利用	第1児童センター、スポーツレクリエーションセンター、青年の家等の利用を促進します。	青少年育成課	継続
3	放課後子ども総合プランの推進	市内小学校全校において、放課後子ども総合プランの一体型の整備を検討します。 ・放課後子供教室の整備（特別教室、体育館、校庭等の一時利用の検討）とともに地域の人材のコーディネーターとしての活用など、放課後児童会と放課後子供教室の連携方策の検討を進めます。	青少年育成課	継続

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
4	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により居間家庭にいない児童を対象に、その安全を確保し適切な遊びと生活の場を提供することにより児童の健全な育成を助長するため、放課後児童会を実施しています。	青少年育成課	拡充

基本施策6 安心・安全に子育てできる生活環境の推進

子どもを交通事故や犯罪などから守るため、地域が一体となった取り組みが必要です。

関係機関・団体、地域住民等との連携強化により、地域全体で子どもを見守る体制づくりを推進するとともに、道路や公園、関係施設の設備・点検等を行い、子どもが安心して生活できる環境づくりを推進します。

No.	具体的な取り組み	内 容	担当課	
1	子育て家庭が暮らしやすい環境の整備	景観法に基づく「交野市景観まちづくり計画」を推進します。 ・開発に伴うバリアフリーの指導 ・安全な道路の整備 ・公園の整備	都市計画課 土木建設課 開発調整課	継続
2	子どもの安全確保	子どもの安全確保のため各種取り組みを推進します。 ・交通安全指導の充実 ・「子ども110番」の周知及び取り組みへの支援及び「動くこども110番」の取り組みの推進 ・子どもの安全見守りパトロール ・防犯教室の開催及び犯罪防止に関する関係機関の連携強化。 ・防犯設備の整備 ・非行防止教室、パトロール、青少年健全育成活動の推進 ・通学路の安全確保	地域安心課 指導課 こども園課 青少年育成課 学校管理課	継続



第6章

計画の目標値等

1 教育・保育提供区域の設定

1. 教育・保育提供区域について

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

幼児期の学校教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

2. 区域設定の考え方

区域内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区の子どもの数と教育・保育施設数及び定員等のバランスなどを考慮し、中学校区を基本単位に区域を設定します。

3. 本市における教育・保育提供区域

上記の考え方を踏まえ、本市では教育・保育提供区域を、「一・二中学校区」と「三・四中学校区」の2区域に設定します。また、市全体を1区域として推進することが適切な事業については、市全体を提供区域として設定します（下表参照）。

【教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業別の区域設定】

分類	施設・事業		区域
教育・保育	教育・保育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所（園） ・幼稚園 ・認定こども園 	2区域 (一・二中校区) (三・四中校区)
	地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業 ・家庭的保育事業 ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業 	
地域子ども・子育て支援事業	①地域子育て支援拠点事業 ②一時預かり事業 ③時間外保育事業 ④利用者支援事業 ⑤妊婦健康診査事業 ⑥こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業） ⑦養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ⑧子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） ⑨子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） ⑩病児・病後児保育事業 ⑪放課後児童健全育成事業		1区域 (市全域)

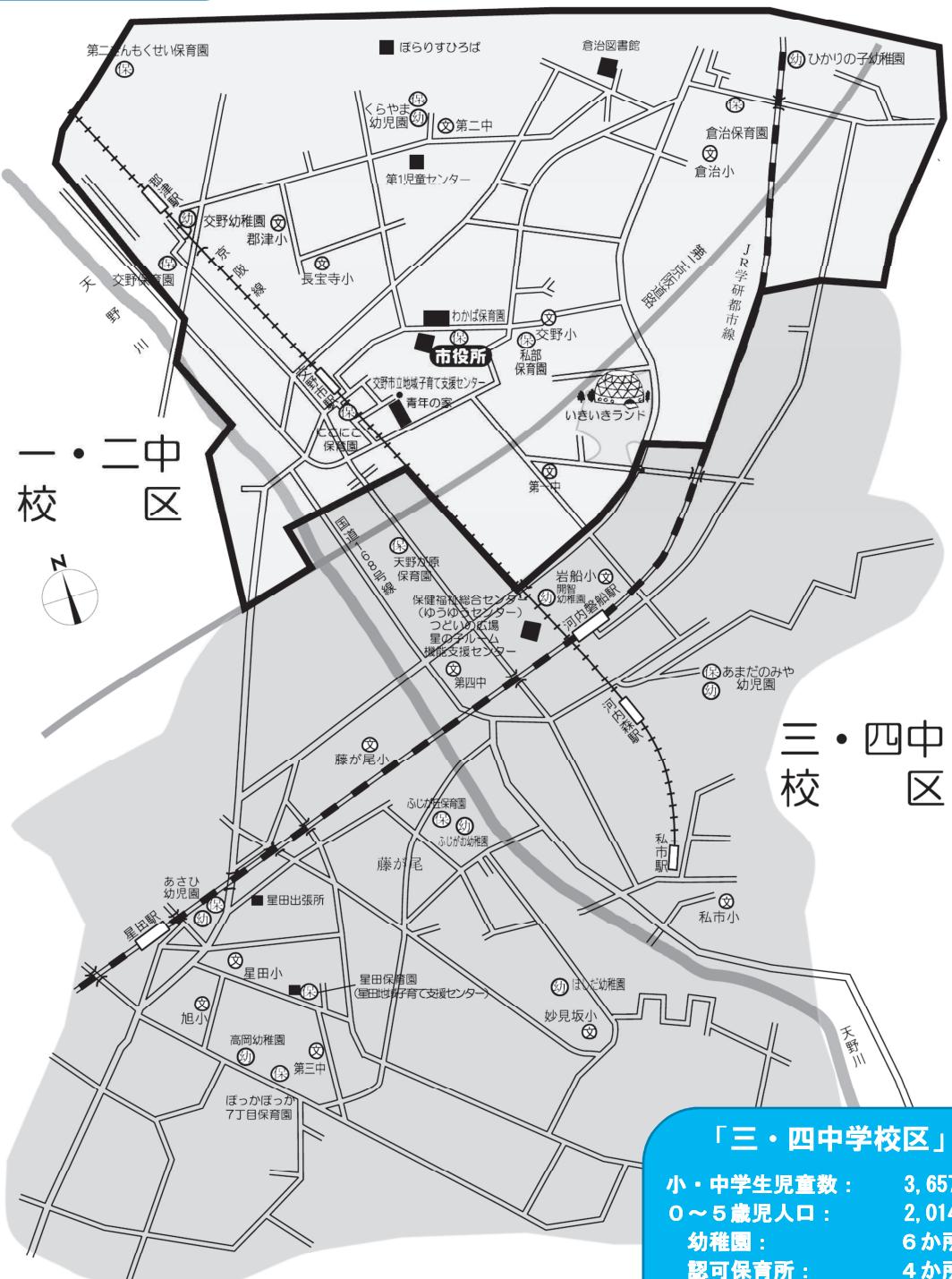
【上記、地域子ども・子育て支援事業のほか、国の審議状況を踏まえ検討する事業】

※実費徴収に係る補足給付を行う事業

※多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

「一・二中学校区」

小・中学生児童数： 3,410人
 0～5歳児人口： 1,787人
 幼稚園： 3か所
 認可保育所： 6か所
 小規模保育（予定）： 1か所
交野市立地域子育て支援センター
ぱらりすひろば
一時預かり（交野保育園）



「三・四中学校区」

小・中学生児童数： 3,657人
 0～5歳児人口： 2,014人
 幼稚園： 6か所
 認可保育所： 4か所
 小規模保育（予定）： 2か所
星田地域子育て支援センター
つどいの広場
一時預かり（星田保育園）
（星の子ルーム）

2 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

1. 教育・保育施設及び地域型保育事業

幼児期の学校教育や保育の必要性のある子どもへの保育については、これまで幼稚園と保育所の2施設が多く利用されてきました。

新制度では、幼稚園と保育所に加え、両施設の良さを合わせ持つ認定こども園の普及が望まれています。また、少人数の子どもを保育する事業が創設され、共働き家庭等への子育て支援を充実するため、身近な保育の場の確保が必要となります。

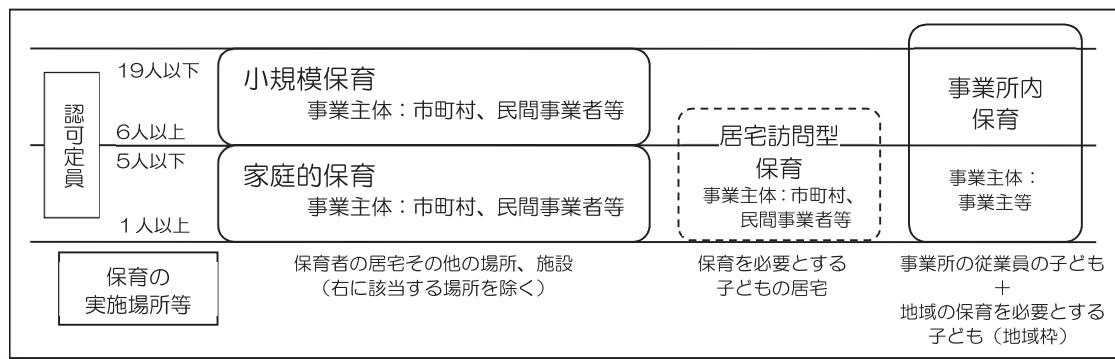
①教育・保育施設

新制度では、幼稚園、認可保育所、認定こども園が教育・保育施設となります。待機児童の解消に向け、認定こども園の普及が望されます。

②地域型保育事業

新制度では、定員が19人以下の保育事業は市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類があります。



2. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

3. 教育・保育給付事業の量の見込みおよび確保の方策

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」(以下「国の手引き」という。)に基づき、児童数の推計と就学前児童の保護者を対象としたアンケート調査の結果をもとに算出しました。なお、2号認定及び3号認定の量の見込みについては、保育需要の増加傾向を考慮し、計画最終年の平成31年度に向けて潜在的な需要が顕著化すると仮定し設定しています。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、各年度毎に教育・保育施設及び地域型保育事業による確保見込みの内容及び実施時期を設定しています。

(1) 1号認定（教育認定子ども）<3～5歳>

【事業内容】

保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分（幼稚園、認定こども園）

【確保の方策】

現在、市内3か所の公立幼稚園と6か所の私立幼稚園があり、既存施設において見込み量に対する供給量を確保します。

(2) 2号認定（保育認定子ども）<3～5歳>

①学校教育利用希望の児童

【事業内容】

保育の必要性があり、教育ニーズがある認定区分（幼稚園、認定こども園）

【確保の方策】

現在、市内3か所の公立幼稚園と6か所の私立幼稚園があり、幼稚園での預かり保育等の利用や、平成28年度以降の既存施設の認定こども園への移行により、見込み量に対する供給量を確保します。

②保育利用希望の児童

【事業内容】

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所、認定こども園）

【確保の方策】

現在、市内3か所の公立保育所と7か所の私立保育園があり、平成28年度以降の既存施設の認定こども園への移行により、見込み量に対する供給量を確保します。

(3) 3号認定（保育認定子ども）<0～2歳>

【事業内容】

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所、認定こども園、地域型保育事業）

【確保の方策】

現在、市内3か所の公立保育所と7か所の私立保育園があり、既存施設の定員増員や平成28年度以降の既存施設の認定こども園への移行により、見込み量に対する供給量を確保します。

(3) 妊婦健康診査事業

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：延べ回数)

区分	平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	6,332	7,252	7,168	7,070	7,000	6,986
②確保方策	—	7,252	7,168	7,070	7,000	6,986
差(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

今後も引き続き、より安心で健やかな妊娠出産ができるよう支援していきます。

(4) こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

【事業内容】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する様々な悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握や助言を行う事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：実人数)

区分	平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	542	518	512	505	500	498
②確保方策	—	518	512	505	500	498
差(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるため、着実に事業を実施していきます。

(5) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業内容】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業を実施します。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、要保護児童対策地域協議会内の情報交換と支援内容の協議、専門性向上のための研修や市民への啓発の取り組みなど地域全体で連携を強化し、児童虐待を防止し、発生を予防する事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：実人数)

区分	平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1	5	5	5	5	5
②確保方策	—	5	5	5	5	5
差(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

母子保健事業と連携を密にし、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するために育児支援、家事援助、相談・助言を実施します。

要保護児童対策地域協議会と連携し対応するとともに、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業により、関係機関の専門性の強化と関係機関相互の連携強化に取り組みます。

(6) 子育て短期支援事業

【事業内容】

病気・出産・看護・冠婚葬祭・出張などで、保護者が夜間も留守になるほか、育児疲れなど、一時的に子どもの保育ができないときに、指定した事業実施施設で一定期間、子ども預かりを行います。また、制度の周知を図るとともに、適切な利用を促します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：延べ日数)

区分	平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	0	12	12	12	12	12
②確保方策	—	12	12	12	12	12
差(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

利用可能区域及び対象児童の年齢層の拡充を検討しつつ、利用者の意向を踏まえた上で実施していきます。

(10) 病児・病後児保育事業

【事業内容】

病気の症状安定期や病気回復期にあり集団保育等が困難で、かつ保護者が就労等により児童を家庭で養育することができない期間に一時的に保育・看護を行います。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：延べ人数)

区分	平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	0	725	695	668	645	625
②確保方策	—	600	1,200	1,200	1,200	1,200
差(②-①)		-125	505	532	555	575

【確保の方策】

今後も保護者のニーズに対応するため、設置か所数の増設に向け、医療機関等への事業周知も併せて行なっていきます。

(11) 放課後児童健全育成事業

【事業内容】

放課後等における児童の健全育成と子育て支援を図るため、就労などの理由で保護者が扈間家庭にいないう児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：実人数)

区分	平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	638	721	692	665	642	642
②確保方策	—	810	810	810	810	810
差(②-①)		89	118	145	168	187

【確保の方策】

小学校の教室を活用し量の確保に努めるとともに、できる限り校外に移動せず、安全に過ごせる場所の確保に取り組みます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 **新規**

【事業内容】

保護者の世帯の所得状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成し、市が定める基準に該当した場合に保護者の負担軽減を図るために助成を行う事業です。

【確保の方策】

国において実施要綱等を検討中であり、その内容等に応じ、助成を実施します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 **新規**

【事業内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進及び多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育所等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保の方策】

国において実施要綱等を検討中であり、その内容等に応じ、事業促進に努めます。



4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、保護者の就労状況などによらず、柔軟に子どもを受け入れられるという特長があり、待機児童対策の効果が期待されています。幼稚園の認定こども園への移行については、市民ニーズをふまえ、既存の私立の幼稚園設置者及び保育所設置者に認定こども園に関する情報提供を適宜行い、就学前の子どもに関する教育・保育や地域における子育て支援を総合的に提供する施設として、その普及に努めます。

(2) 地域の教育・保育や子育て支援等の推進

核家族化や地域のつながりの希薄化などによる子育てに対する不安や孤立感、また女性の社会進出による共働き世帯の増加や就労形態の多様化に伴い家庭・仕事・子育ての均衡が保てないなど、子どもを生み育てる環境が大きく変化していることから、保育サービスの充実や子育ての心理的・経済的負担の軽減などにより、安心して子どもを生み、育てられる環境づくりを進めるとともに、地域全体で子育てに取り組んでいく気運の醸成に努めます。

(3) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の取組の推進

妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うとともに、質の高い教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持・確保等を図るために、幼稚園、保育所、地域子ども・子育て支援事業、その他子ども・子育て支援を行う者相互の連携が必要となることから、関係機関等の交流の強化に努めます。また保育所、幼稚園、小学校の円滑な接続に向け、子どもの発達や学びの連続性をふまえ、教育や保育のシステムづくりに努めます。

第7章

計画の推進

1 推進体制の充実

(1) 庁内における各部署の連携強化

本計画に携わる部署は、庁内関係の組織でみると児童福祉の担当課だけでなく、保育の担当課、健康増進の担当課、都市計画や道路整備の担当課、教育委員会など広範囲にわたっています。

そのため、各部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

(2) 関係機関や市民との協力

本計画の推進のためには、市役所だけでなく、児童相談所などの行政組織や、子育てに関係する民間団体、市民ネットワーク及び各地域の住民の協力が不可欠です。そのため、市民に対して積極的に情報を提供していくとともに、市行政と各種団体、地域住民との協力の強化を推進します。

(3) 国・府との連携

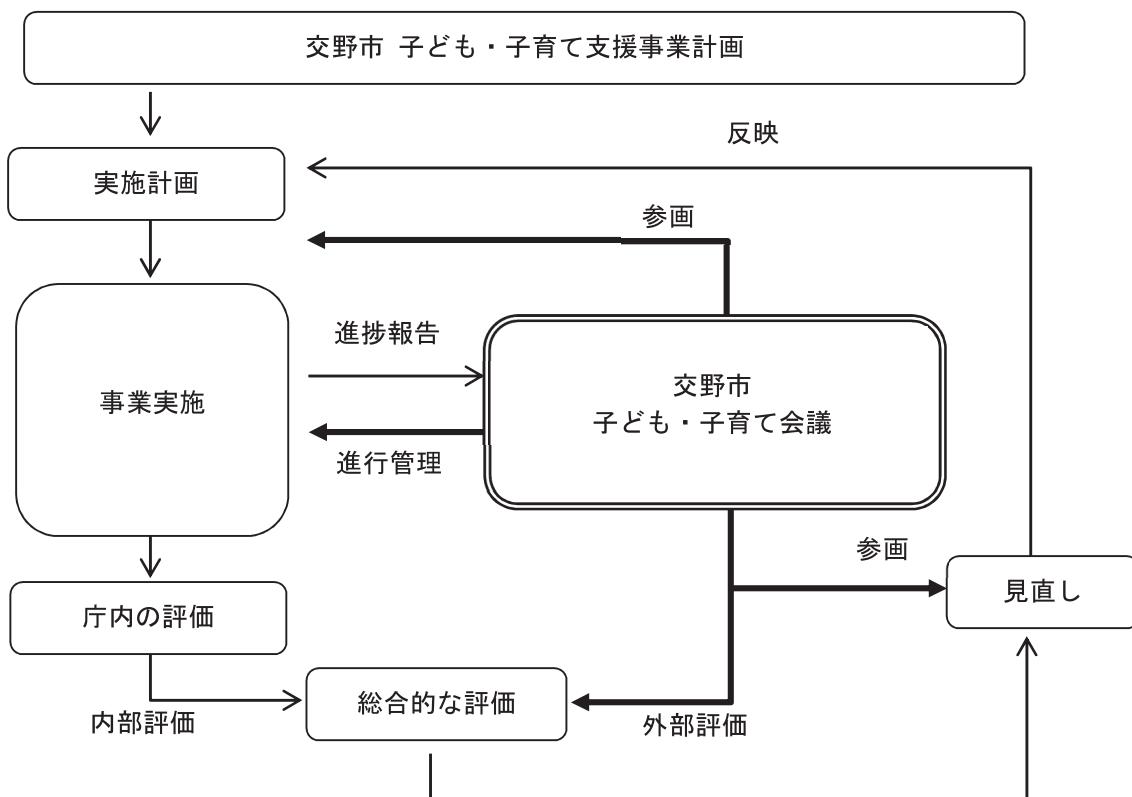
地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・府に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

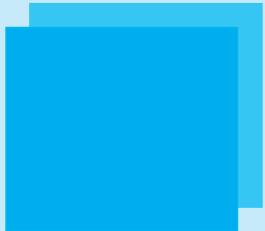
2 計画の点検・評価に向けて

本計画を市民とともに推進していく体制を確保するため、市民参画により構成される「交野市子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進行管理を行います。

庁内においては、各施策・事業の進捗状況を把握し、定期的に報告します。

【計画の点検・評価体制】





資料編

1 交野市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、交野市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事項
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
- (3) 交野市子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事項
- (5) その他子ども・子育て支援に関する事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 交野市公私立幼稚園関係者
- (2) 交野市公私立保育所（園）関係者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市民（団体）代表者
- (6) 子どもの保護者
- (7) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、子ども・子育て会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健やか部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 交野市子ども・子育て会議委員名簿

区分	氏名	所属
会長	大橋 進	学識経験者
副会長	東口 房正	交野市私立幼稚園園長会会長
委員	有元 素子	市民代表
//	岡本 真由美	市民代表
//	関 純二	交野市民間保育園協議会代表
//	高垣 京子	交野市子育てネットワーク ティンクル代表
//	富田 泰史	交野市私立幼稚園園長会代表
//	野中 沙知	交野市私立幼稚園保護者代表
//	端野 秀人	交野市民間保育園協議会会長
//	福山 智香	市民代表
//	宮根 由香	交野市立保育所保護者代表
//	森岡 幸子	交野市民生委員児童委員協議会代表
//	船戸 巍	交野市教育委員会教育次長
//	伊賀 治	交野市小中学校校長会代表
//	井上 佳子	交野市立幼稚園園長代表

会長、副会長以下五十音順（交野市役所職員及び学校長を除く）

3 交野市子ども・子育て支援事業計画策定経過

開催年月日	会議等内容	議事等
平成25年 10月9日	第1回 交野市子ども・子育て会議	① 子ども・子育て支援新制度について ② ニーズ調査について ③ スケジュールについて
平成25年 12月19日 ～ 平成26年 1月16日	「子ども・子育て支援事業 計画にかかるニーズ調査」 の実施	・交野市内在住の「未就学児」をお持ちの世帯・保護者（就学前児童調査）1,800人、「小学生」をお持ちの世帯・保護者（小学生調査）1,200人に郵送配布・郵送回収 ・回収結果：就学前児童調査：856件（回収率：47.6%）、小学生調査：564件（回収率：47.0%）
平成26年 2月21日	第2回 交野市子ども・子育て会議	① ニーズ調査結果の報告について ② 教育・保育提供区域の設定について ③ 今後のスケジュールについて
平成26年 4月25日	第3回 交野市子ども・子育て会議	① 量の見込みについて ② 教育・保育提供区域の設定について ③ 交野市次世代育成支援行動計画について ④ 計画骨子案について
平成26年 5月29日	第4回 交野市子ども・子育て会議	① 新制度に係る運営基準等の条例制定について ② 計画骨子案について
平成26年 7月30日	第5回 交野市子ども・子育て会議	① 保育短時間認定における就労時間の下限設定について ② 交野市次世代育成支援行動計画の進捗報告 ③ 交野市子ども・子育て支援事業計画素案について ④ 新制度に係る運営基準等の条例案について
平成26年 9月29日	第6回 交野市子ども・子育て会議	① 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案」・「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案」・「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案」に係るパブリックコメント結果について ② 保育の必要性の認定に関する規則案に係るパブリックコメント実施について ③ 利用者負担（保育料）について ④ 量の確保方策について ⑤ 交野市子ども・子育て支援事業計画素案について
平成26年 11月6日	第7回 交野市子ども・子育て会議	① 利用者負担について ② 保育の必要性の認定に関する基準案に係るパブリックコメント結果について
平成26年 11月25日	第8回 交野市子ども・子育て会議	① 子ども・子育て支援新制度に係る条例について ・交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例案 ・交野市立保育所条例案

資料編

開催年月日	会議等内容	議事等
		<ul style="list-style-type: none"> ・交野市立幼稚園条例案 ②教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準案について ③交野市子ども・子育て支援事業計画素案について
平成26年 12月15日 ～ 平成27年 1月14日	「交野市子ども・子育て支援事業計画（素案）」に関するパブリックコメントの実施	<p>受付した意見等の結果</p> <p>①全般に関する意見 1件</p> <p>②第5章 施策の展開に関する意見等 6件</p> <p>合計 7件</p>
平成27年 2月20日	第9回 交野市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ①教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準案について ②子ども・子育て支援新制度に係る規則について <ul style="list-style-type: none"> ・交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則案 ・交野市立保育所条例施行規則案 ・交野市立幼稚園条例施行規則案 ③特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業実施事業者（新制度に移行する施設）について ④交野市子ども・子育て支援事業計画案について

4 用語集

	用語	解説
力行	家庭的保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域型保育事業の1つで、家庭的保育者の自宅等において行う定員規模5人以下の保育事業。家庭的保育者の資格その他設備及び運営に関する基準は子ども・子育て支援法の規定に基づき市が条例で定めている。
	教育標準時間	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育の必要性を認定する場合の基準となる区分のひとつ。教育標準時間の認定を受けた場合、給付の範囲内で利用できる幼児教育時間は3～4時間となっている。
	教育・保育提供区域	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども・子育て支援新制度において「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として設定される区域。
	居宅訪問型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域型保育事業の1つで、子どもの自宅等に保育士等が訪問して行う保育事業。1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施するもの。
	合計特殊出生率	<ul style="list-style-type: none"> ■ 15歳から49歳までの女性の年齢別（年齢階級別）出生率を合計したもので、1人の女性が一生に産む子どもの平均数。
	子育て支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点（地域子育て支援拠点）。地域子育て支援拠点事業とは、乳幼児の保護者を対象にした交流の場を提供する事業のことと、地域子育て支援センターでは、子育て相談、情報の提供、子育て講座の実施等を行っている。
	子ども・子育て関連3法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成24年8月に可決・成立した以下の3つの法律。この法律に基づき、平成27年度より子ども・子育て新制度が開始される。 <p style="margin-left: 2em;">①子ども・子育て支援法</p> <p style="margin-left: 2em;">②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律</p> <p style="margin-left: 2em;">③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律</p>
	子ども・子育て支援新制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく、子ども・子育て支援に関する新たな制度。この制度の施行により、市町村では「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て支援サービスに関する見込み量に対する提供量を確保していくことになる。

資料編

	用語	解説
	子ども・子育て支援法	<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年8月に成立・公布された、新たな子ども・子育て支援の仕組みに関する新法。市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、子どものための教育・保育給付、子どものための現金給付（児童手当）などが規定されている。
	婚姻率	<ul style="list-style-type: none"> 総人口に占める人口年間婚姻届出件数の割合。通常は人口 1,000 人当りの婚姻件数として表される。
サ行	事業所内保育事業	<ul style="list-style-type: none"> 企業内または事業所の近辺に用意された育児中の従業員向けの託児施設。新制度での給付対象となるには、従業員の子ども以外に、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施する必要がある。
	次世代育成支援行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援対策推進法に基づき、市町村・都道府県、一般事業主が策定する子育て環境の整備や、仕事と子育ての両立のための取組みについての計画。
	次世代育成支援対策推進法	<ul style="list-style-type: none"> 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を進めるために制定された法律。次世代育成支援対策推進法は平成 26 年度までの時限立法であったが、有効期限が 10 年間延長されている。（平成 37 年3月 31 日まで）
	施設型給付	<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育のニーズに応じて必要となる経常的経費を、保護者に対する個人給付として施設が代理受領し給付する制度。
	児童虐待	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や養育者が、子どもの心や身体を傷つけ、子どもの健やかな発育や発達に悪い影響を与える行為。児童虐待は身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4種類に分類される。 用語集「ネグレクト」を参照。
	児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> 児童に関するあらゆる問題について地域住民からの相談に応じ、児童や保護者に最も適した援助や指導を行う行政機関。
	児童手当	<ul style="list-style-type: none"> 日本国内に住民登録がある中学校修了までの児童に支給される手当。
	主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> 児童委員とは、地域住民の福祉の増進を図る重要な担い手として、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行っている。主任児童委員は、児童委員の中から選任され、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、各児童委員との連絡調整や活動に対する援助・協力を行っている。

	用語	解説
	小規模保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域型保育事業の1つで、主に満3歳未満の乳児・幼児を対象として行う定員規模6人以上 19人以下の保育事業。多様なスペースにおいて、家庭的保育に近い雰囲気のもとで、きめ細やかな保育を実施している。
夕行	待機児童	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育所等への入所申請をしながらも満員のために入所できない児童。
	地域型保育給付	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域型保育事業（用語集「地域型保育事業」を参照。）を対象に給付される給付費。
	地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども・子育て支援新制度において公費負担の対象となる事業で、0～2歳の保育の必要性が認定された児童を保育する小規模な保育事業。（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育事業）
	地域子育て支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 用語集「子育て支援センター」を参照。
	通常保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 通常の開所時間（11時間）に行われる保育。
ナ行	乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ■ 乳児と幼児を合わせた呼び方。児童福祉法では乳児は出生から満1歳未満の子、幼児は満1歳から小学校就学までの子と定義されている。
	認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ■ 就学前の子どもに教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設として、都道府県の認定を受けた施設。保護者が働いている、いないにかかわらず利用できる。認定こども園には以下の4つの種類がある。 <p>①幼保連携型：認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ</p> <p>②幼稚園型：認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ</p> <p>③保育所型：認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ</p> <p>④地方裁量型：幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ</p>
	ネグレクト	<ul style="list-style-type: none"> ■ 幼児・高齢者などの社会的弱者に対し、その保護・養育義務を果たさず放任すること。
ハ行	発達障がい	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主に脳の機能的な問題が原因で子どもの発育や成長に遅れや歪みが生じるもの。代表的なものとして、広汎性発達障害(PDD)、学習障害(LD)、注意欠陥／多動性障害(AD／HD)があげられる。

資料編

	用語	解説
	保育士	■ 保育所など児童福祉施設において、子どもの保育を行う職員。
	保育所	■ 就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設。そのうち、児童福祉法に基づき都道府県又は政令指定市又は中核市が設置を認可した施設を認可保育所という。
	保育短時間	■ 保育の必要性を認定する場合の基準となる区分のひとつ。保護者の就労が短時間の場合を想定しており、保育短時間の認定を受けた場合、給付の範囲内で利用できる保育時間は一日最大8時間となる。
	保育の必要性	■ 就学前の教育・保育のうち、利用可能な施設を判断する基準となるもの。子ども・子育て新制度では、「事由」「区分」「優先利用」の3点において市町村が認定基準を設定することになっており、子どもの年齢や保護者の就労の状況によって保育の必要性が判定される。
	保育標準時間	■ 保育の必要性を認定する場合の基準となる区分のひとつ。保護者の就労がフルタイム等の長時間の場合を想定しており、保育標準時間の認定を受けた場合、給付の範囲内で利用できる保育時間は一日8時間、最長11時間となる。
	母子・父子自立支援員	■ ひとり親家庭等に関してその実情を把握し、個々のケースに応じて自立に必要な各種の相談や指導を行う人。
ヤ行	夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）	■ 保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に家庭において子どもを養育することが困難となった場合、児童養護施設等において児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。
	幼稚園	■ 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校。
	幼稚園教諭	■ 幼稚園において、3歳～就学前子どもを学校教育法に基づき教育を行う教員。
	要保護児童対策地域協議会	■ 虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童を早期に発見し、保護や適切な支援につなぐための機関。
ラ行	離婚率	■ 総人口に占める人口年間離婚届出件数の割合。通常は人口1,000人当たりの離婚件数として表される。
	離乳食講習会	■ 離乳時の乳児の保護者に対し、離乳の基本に基づき、離乳食の料理の実演及び試食などを通して、離乳食に関する講習を行なう事業。

	用語	解説
	量の見込み	■ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に対するニーズ量の見込み。
	労働力人口	■ 15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたもの。
	労働力率	■ 15歳以上人口に占める労働力人口の割合。
ワ行	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	■ 「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。



**子らの笑顔、みんなの宝
“かたの” 子育て応援プラン
～交野市子ども・子育て支援事業計画～**

発行：平成27年3月

編集：交野市 健やか部

〒576-0034 大阪府交野市天野が原町5-5-1
(TEL) 072-893-6406
(FAX) 072-892-0525

